

まちに活気・まちに愛着・まちに自信

“豊かな自然と魅力的な人に恵まれ、活気に満ちたまち”を目指して

2017～2026

第2次設楽町総合計画



・～表紙の絵を探してみよう～・

- ① 設楽町役場..... (解説は2頁)
- ② 移住者のための新しい住宅地..... (解説は7頁)
- ③ ベビーカーを押す子育て家庭..... (解説は13頁)
- ④ 設楽ダム..... (解説は14頁)
- ⑤ 住民会議..... (解説は22頁)
- ⑥ 小水力発電..... (解説は24頁)
- ⑦ 薪ストーブでだんらん..... (解説は26頁)
- ⑧ 山林をハイキング..... (解説は29頁)
- ⑨ 個性的な集客施設..... (解説は30頁)
- ⑩ 消防団..... (解説は33頁)
- ⑪ 保育園..... (解説は37頁)
- ⑫ 車椅子で働く人..... (解説は40頁)
- ⑬ タブレットを使って授業..... (解説は44頁)

序章 総合計画策定にあたって . . . 《P 1》

- 1 計画策定の趣旨
- 2 総合計画の位置づけ
- 3 総合計画の構成と期間
 - ・ 設楽町の現状と課題
 - ・ したら未来図
 - ・ 基本構想
 - ・ 分野別行動指針
 - ・ 策定後の進捗管理

〔巻頭〕早よやらまいプロジェクト . . . 《P 4》

第1章 設楽町の現状と課題 . . . 《P 6》

- 1 現状と課題
 - (1) 住民協働によるまちづくり
 - (2) 自然環境の保全と活用
 - (3) 産業の活性化
 - (4) 住みやすい居住環境の整備
 - (5) 子どもから高齢者まで皆が安心して暮らせる福祉環境づくり
 - (6) まちの将来を担う人材育成の推進
- 2 〔参考〕住民の満足度

第2章 したら未来図 . . . 《P1 2》

- 1 設楽町の未来図

第3章 基本構想 . . . 《P1 3》

- 1 10年後の将来像
- 2 まちづくりの新たな基本理念
- 3 まちづくりの行動指針
 - (1) みんなが主役の全員協働のまちづくり
 - (2) 森と水が生きる環境共生のまちづくり
 - (3) 地域産業の魅力と活力あふれるにぎわいのまちづくり
 - (4) 安全で快適な暮らしやすいまちづくり
 - (5) 支えあいと助けあいによる安心福祉のまちづくり
 - (6) 人とまちの未来を育む教育文化のまちづくり
- 4 まちづくりの基本指標

第4章 分野別行動指針

- 1 みんなが主役の全員協働のまちづくり . . . 《P19》
 1. 行動指針の趣旨
 2. 施策の方向性
 - 1) 住民自治の活性化
 - 2) 移住・定住対策の推進
 - 3) 人権尊重のまちづくり
 - 4) 協働のまちづくり
 - 5) 行財政改革の推進
 3. 目標指標
 4. 個別計画との連動
 5. 重点施策

- 2 森と水が生きる環境共生のまちづくり . . . 《P23》
 1. 行動指針の趣旨
 2. 施策の方向性
 - 1) 森林・水源の保全と魅力づくり
 - 2) 環境資源の有効活用による循環型社会づくり
 - 3) 環境衛生対策の充実
 3. 目標指標
 4. 個別計画との連動
 5. 重点施策

- 3 地域産業の魅力と活力あふれるにぎわいのまちづくり . . . 《P27》
 1. 行動指針の趣旨
 2. 施策の方向性
 - 1) 農林水産業の振興
 - 2) 商工業の振興
 - 3) 資源活用のしくみづくり
 - 4) 観光資源の発展と魅力発信
 3. 目標指標
 4. 個別計画との連動
 5. 重点施策

- 4 安全で快適な暮らしやすいまちづくり . . . 《P31》
 1. 行動指針の趣旨
 2. 施策の方向性
 - 1) 住生活環境の整備
 - 2) 交通環境の整備
 - 3) 防災体制の強化
 3. 目標指標
 4. 個別計画との連動

5 支えあいと助けあいによる安心福祉のまちづくり . . . 《P36》

1. 行動指針の趣旨
2. 施策の方向性
 - 1) 健康づくり・医療体制の充実
 - 2) 子育て支援環境の充実
 - 3) 高齢者福祉環境の充実
 - 4) 障害者福祉環境の充実
 - 5) 地域福祉環境の充実
3. 目標指標
4. 個別計画との連動
5. 重点施策

6 人とまちの未来を育む教育文化のまちづくり . . . 《P41》

1. 行動指針の趣旨
2. 施策の方向性
 - 1) 生涯学習・生涯スポーツの振興
 - 2) 学校教育の充実
 - 3) 青少年の健全育成
 - 4) 地域文化の継承と創造
 - 5) 国際交流・他市町村との交流の推進
3. 目標指標
4. 個別計画との連動
5. 重点施策

第5章 策定後の進捗管理 . . . 《P45》

- 1 総合計画のマネジメントサイクル（PDCA）
- 2 将来像達成評価のための重要数値目標
- 3 住民参画による施策の評価・改善機会の創出

◇巻末（参考資料） . . . 《P47》

- 設楽町の概況
 1. 設楽町の概要
 2. 設楽町の人口
 3. 設楽町の産業
 4. 歴史的沿革
- 住民満足度調査の詳細結果
- 第2次設楽町総合計画 策定経過
- 第2次設楽町総合計画 中学生会議・女性会議出席者名簿
- 第2次設楽町総合計画 審議会委員名簿
- 第2次設楽町総合計画 部会構成員名簿
- 第2次設楽町総合計画 企画調整員名簿

総合計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成 19（2007）年度から平成 28（2016）年度までの 10 年間、「設楽町総合計画」に基づき、設楽町が目指す将来像である「森と水のちからと人の営みが調和するくらしと出会いのまち」を目指し、町政を進めてきました。

住民一人ひとりの協力と行政努力の相乗効果により、多くの施策に取り組み、効果を上げることができています。しかし、財政状況や少子高齢化、産業振興や環境保全等、取り組まなければならない課題は依然として多く残っています。また、将来的に直面すると考えられる課題にも対応することが求められています。

このような背景から、本町では過去の総合計画を発展させ、新たな課題にも対応できる施策を展開し、平成 29（2017）年度から平成 38（2026）年度までを計画期間とする「第 2 次設楽町総合計画」を策定しました。

なお、地方自治法が平成 23（2011）年 8 月に改正され、総合計画の最上位に位置づけられる基本構想策定の義務付けが廃止されていますが、まちづくりを計画的・効果的に進めていくためにはまちづくりの指針となる計画を定めることは必須であるという基本認識の下、本計画を策定しています。

2 総合計画の位置づけ

本計画は、別に定める設楽町の 10 年後の将来像の達成および未来図に一步でも近づくための行政運営の指針とします。また、設楽町が定める各分野の行政計画の最上位に位置づけられるものとし、すべての計画・施策は本計画に準拠して立案・実行します。

3 総合計画の構成と期間

本計画は、平成 29（2017）年度から平成 38（2026）年度までを計画期間とする、まちづくりの最上位計画です。なお、早よやらまいプロジェクト¹及び分野別個別指針については、社会情勢に柔軟に対応するため計画期間を5年間とし、中間年度の平成 33（2021）年度に見直しを行います。

総合計画は次の構成で成り立っており、その内容とねらいは次に示すとおりです。

表紙の絵をさがしてみよう！

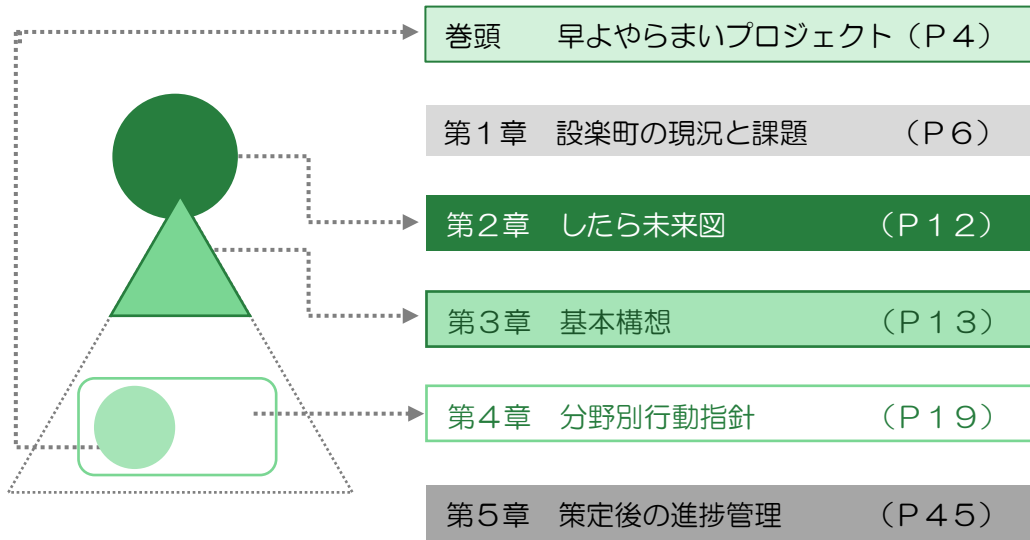


【設楽町役場】

平成 26 年、町有林のスギやヒノキをふんだんに使った新庁舎が完成しました。設楽町の暮らしでお困りのことがあれば、気軽に相談にお越しください。

¹ 「早よやらまいプロジェクト」とは、今後5年間のうちに取り組む新規施策を一覧にした本計画独自の項目で、本文7ページに掲載されています。

図表 1 総合計画の構成



| | |
|-------------|---|
| 早よらまいプロジェクト | 5年間で取り組むべき重要かつ分野横断的な課題に対する新規施策を冒頭に掲げています。 |
| したら未来図 | 設楽町の10年以上先の長期を見据え、理想となるまちの姿をイメージ化したものです。この未来図に少しでも近づけるまちを目指し、まちづくりの主体となる行政・住民・事業者が心がける取組みを位置づけています。 |
| 基本構想 | 設楽町の10年後の将来像を明確にし、その達成に向けたまちづくりを行う指針として、総合計画の最上位に位置づけています。 |
| 分野別行動指針 | 6つの行政分野における5年間の施策方針を掲げています。また、具体的かつ計画的な推進が必要な施策群については個別計画を位置づけています。 |
| 策定後の進捗管理 | 分野別に示された施策方針やそれぞれの重点施策について、実効性を高めるための進捗管理を行います。ここでは、住民参画による状況評価、及び数値による計画評価の手法を盛り込みます。 |

早よやらまいつプロジェクト

今後5年間のうちに実施、または実施に向けて具体的に取り組む新規施策について、「第4章 分野別行動指針」から抽出の上まとめたものです。



【人（協働）／地域づくり・人材育成分野】

4地域（田口・名倉・清嶺・津具）で小規模多機能自治組織を目指すとともに、地域計画を策定します。〔P 19～22〕

小中学校にICT環境の整備（Wi-Fi環境やタブレット導入等）を進めます。〔P 41～44〕

ALT（英語指導助手）を複数名配置するよう取り組みます。〔P 41～44〕



【自然（地域資源）／自然・産業分野】

使われていない農業ハウス等施設の再利用制度を創設します。〔P 27～30〕

利用価値の低かったチップ材等を搬出するための施業路等を整備します。〔P 27～30〕

木質バイオマス¹など森林資源の有効活用（精油事業・熱利用等）に取り組みます。〔P 23～26〕

清崎地区に道の駅「清嶺」（仮称）を建設します。〔P 27～30〕

清崎地区に歴史民俗資料館（仮称）を建設します。〔P 41～44〕

産業全般の起業創業を支援する制度を新設します。〔P 27～30〕



観光基本計画に基づくアクションプランを実践します。
〔P 27～30〕

きららの森を理解しその価値を高めるためビジターセンターを整備します。
〔P 27～30〕

設楽ダム建設に伴う周辺整備や湖面利用について具体化して取り組みます。〔P 27～30〕



【まち（暮らし）／生活・福祉分野】

老朽化した公共施設の統廃合や適正な管理を進めます。〔P 19～22〕

老朽化した杉平南住宅の建て替えを行います。〔P 31～35〕

老朽化の著しい火葬場を見直し新たに建設します。〔P 31～35〕

田口地区の公共下水道を整備します。〔P 31～35〕

保育園の延長保育時間を拡大します。〔P 36～40〕

つぐ診療所の地域医療連携ネットワーク整備（電子カルテによる情報の共有）を進めます。〔P 36～40〕

¹ 「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことをバイオマスと呼び、そのうち木材からなるものを「木質バイオマス」と呼びます。



第1章

設楽町の現状と課題

1. 現状と課題

これまでのまちづくりの施策や社会動向、住民のニーズを踏まえ、現在の状況及び対処していくべき課題や問題点について整理し、次の取り組みにつなげます。

1 住民協働によるまちづくり

これからの設楽町は、行政や住民、事業者等が共にまちづくりを進めることが必要です。こうした住民自治を推進し、お互いを尊重しつつ老若男女を問わず活躍できる環境づくりに努め、みんなが連携してまちづくりに参画できる体制づくりを図ることが求められます。

また、少子高齢化社会においても、住民と共に自立可能なまちづくりを目指していく必要があります。

2 自然環境の保全と活用

設楽町の豊かな自然環境は、町が誇るべき貴重な財産です。しかしながら、ごみのポイ捨て・不法投棄等による自然への悪影響に加え、山林の適正な管理がなされないことなど、様々な課題が残されています。

また、木材や自然環境を含めた森林資源を有効活用できるよう、木材の加工、流通、消費の体制を強化するとともに木質バイオマス等の利用促進についても考えていくことが大切です。

町内外の人々が環境保全意識を高めていくとともに、自然の大切さに気づくことが重要で、こうした取り組みは行政だけでなく、住民や地域団体等が一体となって進めていかなければなりません。

3 産業の活性化

少子高齢化・人口減少に比例し、町内産業の規模も縮小しています。各産業における後継者(人材)不足の問題は深刻であり、対策の拡充が求められています。特に農林業は設楽町において自立可能な社会を形成するための重要な産業であり、その担い手の確保や育成支援を継続するためにも、これまでの方法や在り方を再検討し、設楽町の状況に合わせた産業振興施策が必要です。

また、新東名高速道路の開通、三遠南信自動車道の一部開通及び設楽ダム建設に伴う道路整備によりアクセスの利便性が向上していくことから、観光基本計画に基づき交流人口の拡大を図り、町内産業の活性化につなげることが求められます。

4 住みやすい居住環境の整備

設楽町版総合戦略では、年間10世帯(子育て世帯)の移住者を確保することを政策目標として掲げています。居住しやすい魅力的な環境をつくるため、町営住宅の建設や道路整備等への投資が必要となります。

また、安心して定住できる環境を実現するには、上下水道等のライフラインの整備や維持管理、地震・台風等の自然災害への対策も急務です。住宅や避難所の耐震化とともに、地域住民の防災意識醸成や消防団、自主防災会等への支援を行っていくことが必要です。

表紙の絵をさがしてみよう！



【移住者のための新しい住宅地】

設楽町では、子育て世帯が安心して暮らせる魅力的な環境づくりに取り組んでいます。年間10世帯の移住者確保を目指します。

5 子どもから高齢者まで皆が安心して暮らせる福祉環境づくり

少子化の進展や子育て世代の人口減少が深刻さを増している中、出産・保育等の子育て支援をさらに充実させ、子育てに魅力・安心感のもてる環境づくりが求められています。

一方、設楽町の高齢化率は全国平均より約 20%も高く、町の保健・医療・介護等の福祉サービスの需要は年々大きくなっています。こうした状況に対処するためには、現行の福祉サービスの継続とともに、健康寿命の延伸をより重視し、各年齢層に応じた健康づくり、疾病予防活動への支援を強化していく必要があります。

障害児・者の状況については、地域での雇用の場が少ないこと、また、親の高齢化や核家族化により、家族での見守りが困難になっていくことが心配されています。

今後の高齢者、要介護者、障害児・者を支える体制づくりには、個別の福祉サービスの充実と同時に、地域包括ケアの考え方にに基づき、行政、地域、関連機関が幅広く連携する取り組みが不可欠となっています。

6 まちの将来を担う人材育成の推進

設楽町の現在と将来を担う心豊かで創造性あふれる人材を育成するには、基礎学力と時代のニーズに合った教育の充実と、多様な生涯学習機会の提供が求められます。教育や生涯学習は、まちの活力醸成や地域とのつながりを深めることにも影響します。また、伝統文化を守り、文化活動を継続していくことはまちで生きる人々の生活を豊かにすることに結びつきます。これらの支援策や情報発信の充実を行っていきます。

また、児童・生徒が減少する中、今後の教育環境（小・中・高）を地域と一体となって創り上げることが必要です。

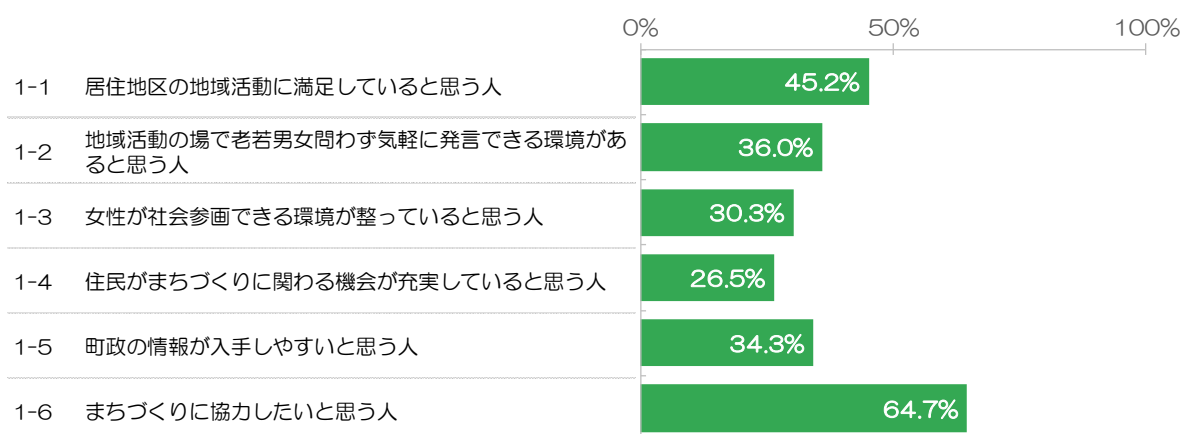
2.〔参考〕住民の満足度

現状把握のためには、住民の皆さんが日々の暮らしの中でどう感じているのか、どんなことを思っているのか、など具体的に知っておく必要があります。そしてそこから、今後のまちづくりの方向が見えてきます。

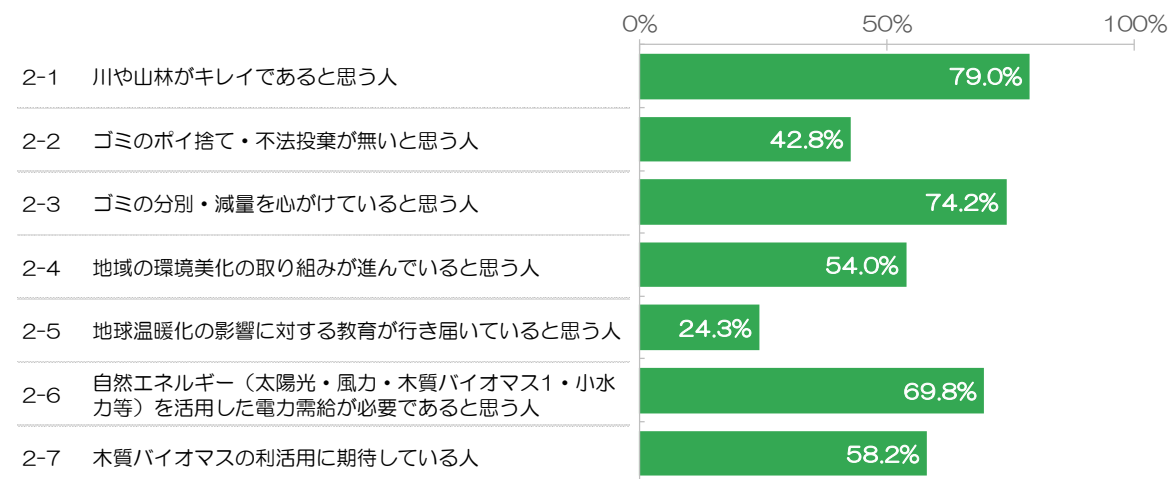
平成 28 年 11 月 1 日現在の満足度についてアンケートを行った結果を以下に示します。

- ◇調査期間：平成 28 年 11 月 30 日～12 月 16 日
- ◇調査数：2,000 件
- ◇回答数：1,095 件（回答率：54.8%）

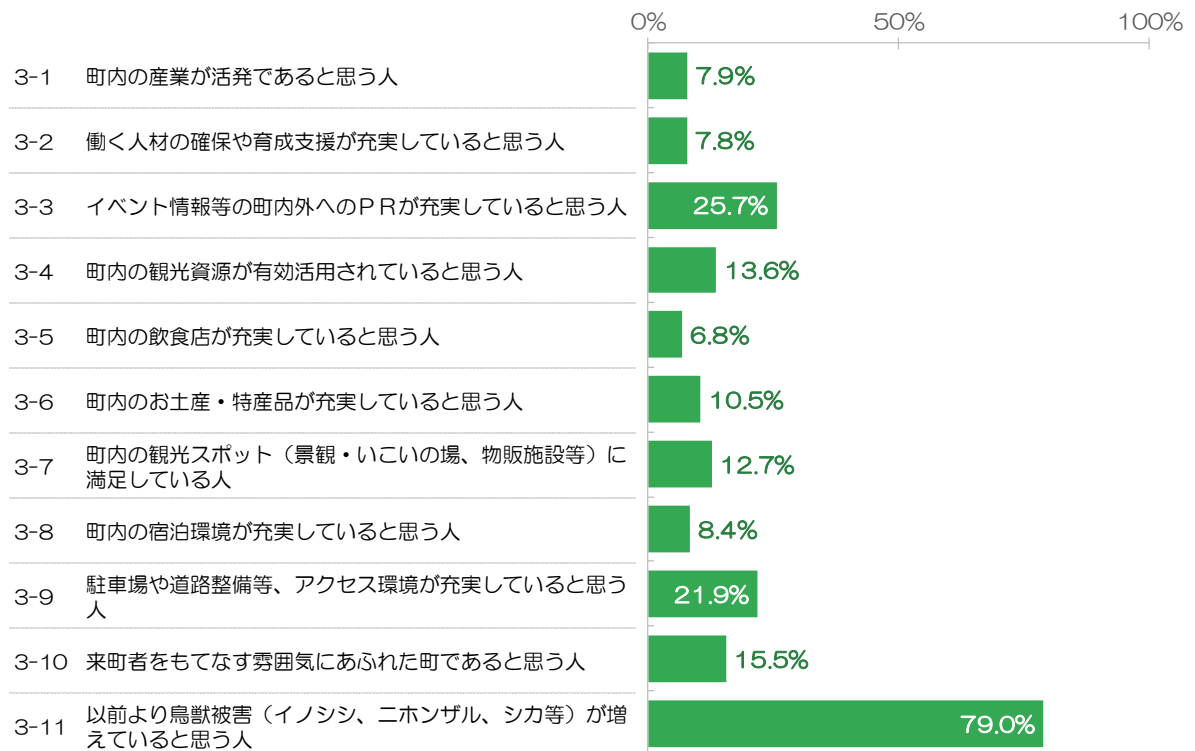
1 住民協働によるまちづくり



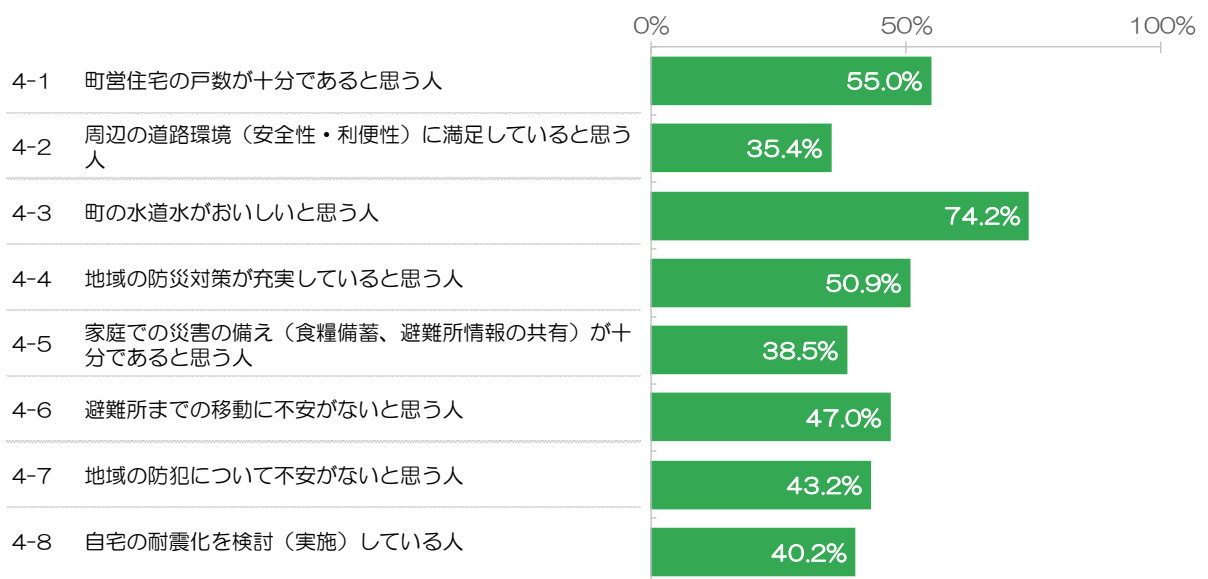
2 自然環境の保全と活用



3 産業の活性化

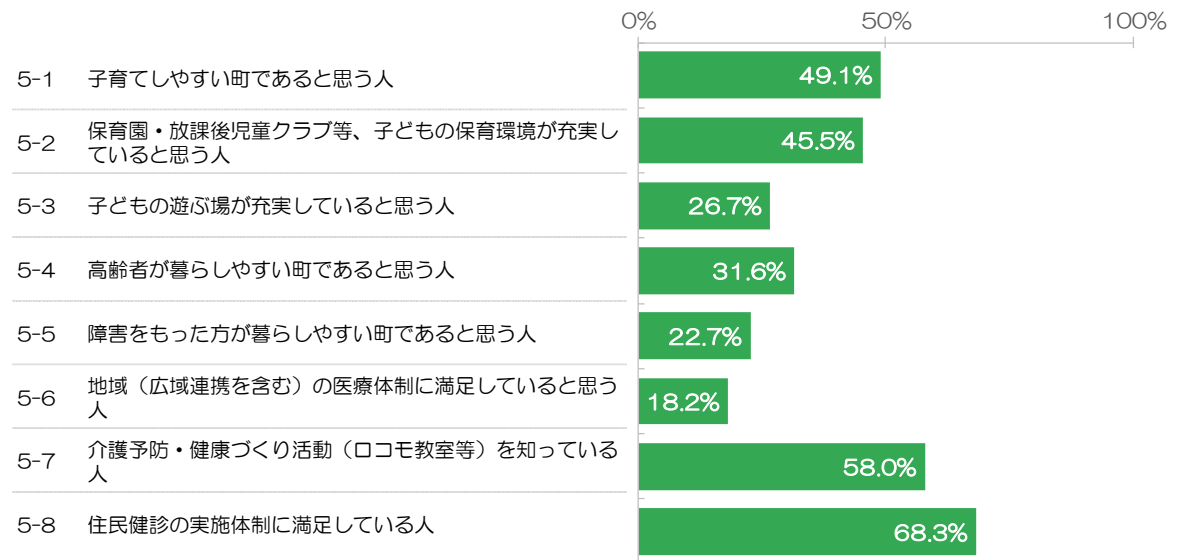


4 住みやすい居住環境の整備

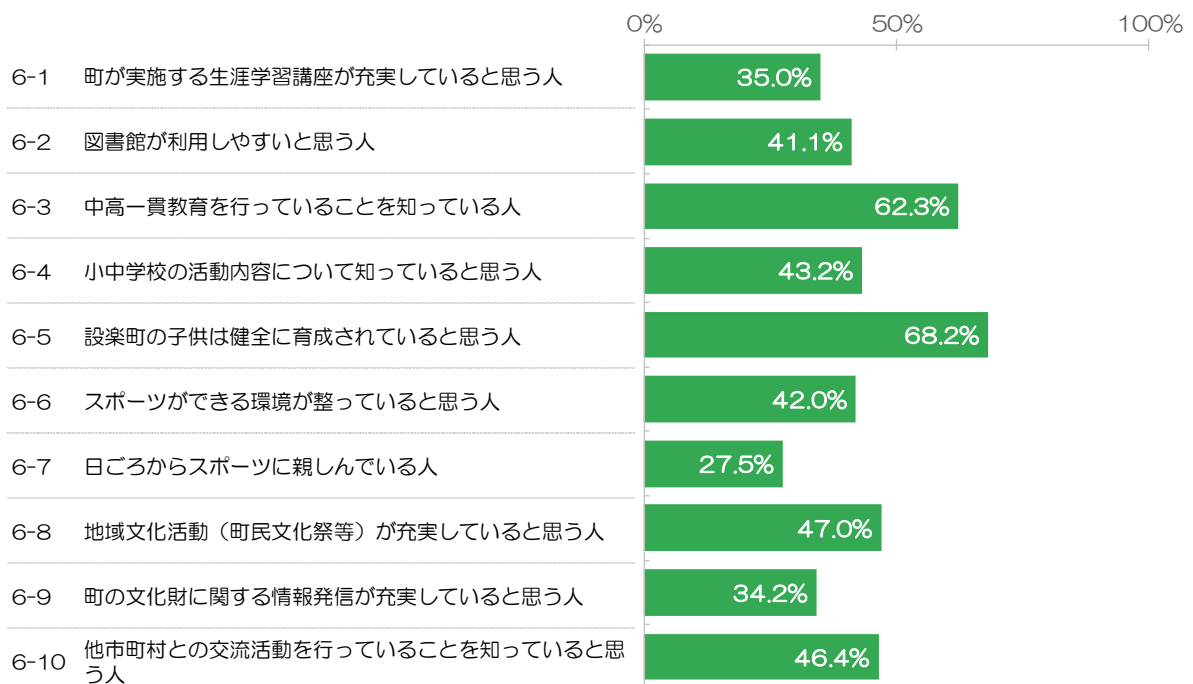




5 子どもから高齢者まで皆が安心して暮らせる福祉環境づくり



6 町の将来を担う人材育成の推進



第2章

したら未来図

1 設楽町の未来図

総合計画は今後の10年間の道筋を示すものです。しかし策定のためには、そのもう少し先（15年後、20年後、例えば今の子供たちが成人してまちづくりに関わる頃）の設楽町の姿を描いておく必要があります。



1 10年後の将来像

まちに活気・まちに愛着・まちに自信

“豊かな自然と魅力的な人にめぐまれ、活気に満ちたまち”をめざして

設楽町が育んできた人と自然は、設楽町の未来を担うかけがえのない財産です。人が育ち、人が支えあい、自然が生きるとは、それぞれが本来持っている「力」や「魅力」を十分に発揮している状態であると考えます。そして、その「力」や「魅力」は、設楽町の将来的な活気につながります。

また、設楽町が育んでいた人や自然の「力」や「魅力」が生きることによって住民の自尊感情が高まり、自分たちのまちに愛着と誇りを持つことができるようになります。まちへの愛着や誇りは、やがてまちづくりへの主体的な参画にも寄与する重要な概念です。

今ある資源の良さを十分に発揮することによりまちに活気を取り戻し、安心して暮らし続けること。それがまちへの愛着と自信につながっている姿を10年後の将来像として描きます。

表紙の絵をさがしてみよう！

**【ベビーカーを押す子育て家庭】**

設楽町では、子育てをしながらでも暮らしやすいまちづくりを進めています。安心して子どもと一緒に外出できる環境づくりに取り組みます。

2 まちづくりの新たな基本理念

1 基本理念

設楽町の10年後の将来像を実現するためには、行政・住民・事業者などのまちづくりの担い手が共通認識を持ち、自分たちのまちを盛り上げていく意識が必要不可欠です。

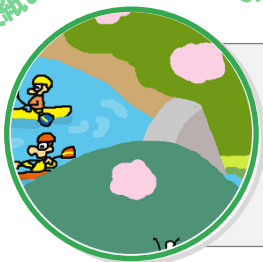
そこで、まちづくりの担い手が共通して認識すべき基本理念を以下のとおり定めます。

【まちづくりの基本理念】

- したらの「人」が輝く
- したらの「自然」が生きる
- したらの「まち」が持続する

行政が行うあらゆる施策は、この基本理念を前提として計画・実行していきます。

表紙の絵をさがしてみよう！



【設楽ダム】

平成38年度に、設楽ダムが完成予定となっています。洪水対策や水供給の安定化のほか、ダムを利用した魅力あるまちづくりにも取り組んでいく予定です。



2 まちづくりの担い手が意識すること

現実の状態を将来像に近づけるためには、行政だけでなく、住民や事業所など、まちづくりに関わる主体が当事者意識を持ち、基本理念を背景として具体的に自分たちにできることを行動することが重要です。

行政のリーダーシップ力と地域マネジメント力の向上、住民のまちづくりへの意識と関心の高揚、事業者の産業振興のための取組みの活性化など、今できることを以下のとおり例示しています。

まちづくりはみんなが進めていくという基本認識の下、将来像の実現に向けて、小さくても大きな最初の一步を踏み出します。

【まちづくりに取り組むための心がけの具体例】

【共通】

- 住民、事業所、行政が知恵を出し合い、まちづくりを進めます

【行政】

- 未来のビジョンに向かってチャレンジする行政を目指します
- 職員一人ひとりが、やりがいと目的意識を持ち、仕事に取り組めます

【住民】

- 設楽町に関心を持ち、一人ひとりがまちづくりを行う主体である意識を持ちます
- 地域と交流し、お互いを支えあう意識を持ちます

【事業者】

- 設楽町の資源（ひと・もの）を積極的に活用します
- 一事業所ではできない事や問題を共有し、協業・協働の取組みを進めます



3 まちづくりの行動指針

1 6つの行動指針

将来像の実現に向けて、町では6つの分野で行動指針を示します。これらの行動指針は、社会情勢や施策の進捗状況を踏まえ、5年を1期として見直しを図ります。

- 1 (参画協働)
みんなが主役の全員協働のまちづくり
- 2 (自然共生)
森と水が生きる環境共生のまちづくり
- 3 (産業振興)
地域産業の魅力と活力にあふれるにぎわいのまちづくり
- 4 (居住環境)
安全で快適な暮らしやすいまちづくり
- 5 (安心福祉)
支えあいと助けあいによる安心福祉のまちづくり
- 6 (教育文化)
人とまちの未来を育む教育文化のまちづくり

2 将来像や基本理念との関連

6つの行動指針は、10年後の将来像や基本理念を分野別に体現する形で構成されています。



- 人 (協働)** 地域みんながそれぞれの役割を持って語り合い、ひとつになる。
- 自然 (地域資源)** 地域を育み、かつ地域で守るべき存在であり、貴重な産業資源ともなり得る。
- まち (暮らし)** 自主自立の意識が地域の活性化を生み、ひいては安全安心な地域づくりにつながる。

4 まちづくりの基本指標

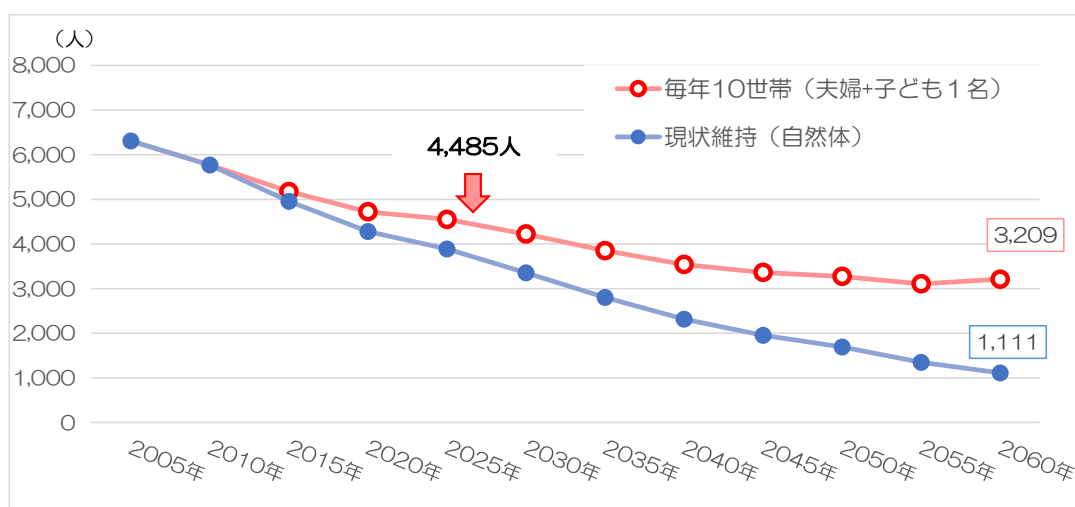
1 将来の人口展望

昭和 35(1960)年には 15,000 人近かった設楽町の人口は、平成 27(2015)年時点で約 5,000 人にまで減少しました。もし現状のまま人口減少が続いた場合、2060 年には人口が 1,100 人程度まで減少することが見込まれています。

この人口減少に歯止めをかけるため、設楽町では平成 28(2017)年 3 月に「設楽町人口ビジョン」及び「設楽町総合戦略」を策定し、「子育て世帯（年間 10 世帯）の移住者を確保する」を目標とした施策を戦略的に実施しています。これにより、2060 年に約 3,200 人程度の人口を維持することが可能です。

本計画は、「設楽町人口ビジョン」で定めた人口展望を踏襲し、「設楽町総合戦略」に基づく施策展開を図ることを前提条件とします。人口ビジョンで推計した内容に従えば、本計画の目標年度である平成 38(2026)年には、人口が約 4,485 人になる見込みです。

図表 2 将来推計人口¹



¹ 設楽町人口ビジョン（2026年目標値は2025年～2030年の按分値）

1 みんなが主役の全員協働のまちづくり

1. 行動指針の趣旨

これからのまちづくりは、多様な地域組織の活性化と連携、移住・定住対策による担い手の増加、人権尊重や協働の意識づくりを図っていく必要があります。そのためには、公だけでなく住民や事業者などと一緒に、全員協働の視点で取り組んでいくことが求められます。町からの働きかけを主体として取り組むのではなく、地域における住民・事業者同士が目の前の問題に対して主体的に取り組み、解決していく姿勢が必要不可欠です。

また、深刻な人口減少でありながらも、町自体が永続的に存続しなければなりません。

目標人口の達成・地域組織と共に行財政改革を推進し、自治体の強化を図ります。

2. 施策の方向性

1) 住民自治の活性化

- 4地域で小規模多機能自治¹組織を作り、地域計画策定支援を行います。

2) 移住・定住対策の推進

- 地域組織と連携して、暮らしやすさを確保します
- 職業紹介や農林業就労支援等、働く場を創出・斡旋します。
- 総合戦略に基づく移住・定住施策を推進します。

¹ 「小規模多機能自治」とは、概ね小学校区などの範囲において構成されるまちづくりグループ等の地域共同体が、地域の実情や課題に応じて、住民の福祉を増進する取り組みをいいます。

3) 人権尊重のまちづくり

- 団体との連携や意識啓発により、人権意識をつくります。
- 女性の社会参画を促進し、男女共同参画社会を形成します。

4) 協働のまちづくり

- 老若男女だれもが、行政と関わることができる機会を拡充します。
- 行政とともにまちづくりに関わる雰囲気づくりや意識づくりを行います。
- まちづくりや施策に関して住民の声を活かすとともに情報発信を充実します。

5) 行財政改革の推進

- 行財政改革を推進し、自治体財政の健全化を進めます。
- 公共施設やインフラの維持・改修に基づく費用を精査、検討し、不要な施設の整理・統合も見据えた適正管理を推進します。

3. 目標指標

本行動指針が達成を目指す指標は以下のとおりです。本行動指針に基づく事業においては、平成 33 (2021) 年度末までの各目標指標達成に向けて取り組みます。

| 項目名 | 現状値 | 目標値 | 根拠資料 把握方法 |
|---|-----------------------|------------------------------------|--------------|
| 4 地域 (田口・名倉・清嶺・津具) で地域計画策定 ※平成 31(2019)年度までに | 0 地域 | 4 地域 | 地域計画 |
| 空家バンクを利用して移住した子育て世帯数 | 0 戸 | 年間 10 戸 | 空家バンク台帳 |
| 審議会等における女性の割合 | 17% | 25% | 審議会等 委員数 |
| 公共施設の床面積削減 | 83,537 m ² | 現状の 10% 削減 (H38(2026) 時点) | 公共施設 延床面積 |

4. 個別計画との連動

本行動指針に基づく分野別行動計画は、以下のとおりです。計画期間の終了等により見直しが必要となった計画は、総合計画の内容・期間・目標値について整合性を図り、改訂を検討します。

なお、計画に位置づけられない具体的事業については、社会情勢や住民ニーズ、財政負担を踏まえつつ、目標指標に寄与するか否かを精査し、計画的に実施します。

| 設楽町版総合戦略 | | | |
|----------|--|-----|---------|
| 計画期間 | 平成 27(2015)～31(2019)年度 | 担当課 | 企画ガム対策課 |
| 概要 | まち・ひと・しごと創生法第 10 条に基づき、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、地域の特性に即した地域課題の解決を目的に策定した計画 | | |

| 男女共同参画基本計画 | | | |
|------------|--|-----|---------|
| 計画期間 | 平成 21(2009)～30(2018)年度 | 担当課 | 企画ガム対策課 |
| 概要 | 男女共同参画社会基本法に基づき、固定的な性別役割分担意識を解消し、性別に関わらず個性と能力を発揮できる社会の形成を図るための施策を位置つけた計画 | | |

| 公共施設等総合管理計画 | | | |
|-------------|--|-----|-----|
| 計画期間 | 平成 29(2017)～38(2026)年度 | 担当課 | 財政課 |
| 概要 | 公共施設の維持管理・更新に充当する投資的経費の不足や、人口の減少による税収減少や高齢化の進行による扶助費の増加等による財政状況の悪化を是正するため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的とした計画 | | |

5. 重点施策

- 地域計画策定支援
- 小規模多機能自治組織の活性化
(地元愛創造プロジェクト交付金)
- 移住・定住対策の積極的な推進
(タウンプロモーション事業¹、空家修繕指導事業、移住フェアの実施、地域住民と移住者の交流事業支援、空家リフォーム補助、空家片付け補助、設楽町若者定住促進住宅補助、田舎暮らし体験用宿泊施設補助)
- 男女共同参画住民推進会議（仮称）の着実な運営、及び基本計画の策定
- 現状と将来性を見越した行財政運営に基づく適正な事業実施
- 各施設（累計毎）の再編計画（個別計画）による公共施設床面積の削減

表紙の絵をさがしてみよう！



【住民会議】

設楽町では、住民自治や協働のまちづくりを進めています。自主的に自分たちの地域づくりに向けて議論し、行動できる環境づくりを目指します。

¹ タウンプロモーション事業とは地域再生、観光振興、住民協働など様々な概念が含まれていますが、ここでは特に交流PR大使の活用など地域資源を外部人材と共に磨きながら愛着形成と情報発信を指しています。

2 森と水が生きる環境共生のまちづくり

1. 行動指針の趣旨

設楽町は、総面積の約9割を森林が占め、豊川、矢作川、天竜川の水源地となっている緑と水に恵まれたまちです。この恵まれた自然環境は、生物多様性をもたらし、町民へやすらぎや憩いの場を与えています。

この自然環境の保全と活用は、これまでの設楽町における課題として取り組んできました。地域の環境美化活動の取り組み、木質バイオマス等自然エネルギーの調査研究等、施策の効果が徐々に現れ始めています。

これら自然環境保全と活用の取り組みを通じて、豊かな自然と共生しつつ、設楽町の魅力的な資源としてPR・活用することが求められています。明るい森、豊富できれいな水に恵まれた、自然環境と共生する循環型社会の形成を目指します。

2. 施策の方向性

1) 森林・水源の保全と魅力づくり

- 設楽町内外の人々が、町内の自然環境を守る意識を高めることができるよう、広報活動や教育を通して啓発します。
- 間伐を積極的に推進し、適切な森林保護に努めます。
- 河川の適切な維持管理等を行い、自然に親しみやすい環境づくりに努めます。

2) 環境資源の有効活用による循環型社会づくり

- 自然エネルギーを活用した循環システムの構築のための調査・研究を行います。
- 自然エネルギーの利活用について、住民、事業者、行政が協働で取り組む体制を構築し、併せて各種支援を実施します。
- 木質バイオマス、小水力発電の可能性と利活用の方策を検討し、推進します。
- 地球温暖化の影響に関する教育に取り組みます。
- 官民が一体となった広域的な連携により、設楽ダム水没エリアほか地域の森林資源の有効活用に取り組みます。

3) 環境衛生対策の充実

- 地域の環境美化活動に取り組む機会を創出し、住民の環境美化意識を育てます。
- 適切なおみ処理に努め、清潔な生活環境を実現します。
- 「設楽町空き缶等のポイ捨て防止に関する条例」に基づいた活動を推進し、生活・自然環境の悪化を防止します。
- 住民、事業者、行政が協力し、ごみの減量や再資源化に向けた取り組みを進めます。

表紙の絵をさがしてみよう!



【小水力発電】

設楽町では、循環型社会の実現を目指し、河川を活用した小水力発電などの自然エネルギー活用を進めています。

3. 目標指標

本行動指針が達成を目指す指標は以下のとおりです。本行動指針に基づく事業においては、平成 33（2021）年度末までの各目標指標達成に向けて取り組みます。

| 項目名 | 現状値 | 目標値 | 根拠資料 把握方法 |
|------------------|-----------------------------|-------------------------------------|-------------------|
| 間伐林の面積 | 490ha/年 | 間伐実施面積 6,336ha (H32(2020)年時点) | 森づくり基本計画 |
| 河川の浚渫（しゅんせつ）箇所 | 1 箇所程度/年 | 8 箇所(H32(2020)時 点) | 設楽町建設課デ ータ |
| 木質バイオマスストーブ補助申請数 | 4 件 (H28(2016) 申請見込数) | 20 件(H28(2016)～ H32(2020)) | 設楽町企画ダム 対策課データ |
| 環境美化活動実施地区 | 14 地区/年 | 全町に拡大 | 設楽町生活課デ ータ |
| ごみの排出量 | 869 g / 人・日 | 817 g / 人・日 | 北設広域事務組 合データ |

4. 個別計画との連動

本行動指針に基づく分野別行動計画は、以下のとおりです。計画期間の終了等により見直しが必要となった計画は、総合計画の内容・期間・目標値について整合性を図り、改訂を検討します。

なお、計画に位置づけない具体的事業については、社会情勢や住民ニーズ、財政負担を踏まえつつ、目標指標に寄与するか否かを精査し、計画的に実施します。

| 地域新エネルギービジョン | | | |
|--------------|--|-----|---------|
| 計画期間 | 平成 20(2008)年策定 | 担当課 | 企画ダム対策課 |
| 概要 | 環境・エネルギー対策を遂行する上で必要となる、地域特性を活かした新エネルギーの総合的・計画的な導入を図るための指針。 | | |

| 木質バイオマス利活用重点ビジョン | | | |
|------------------|---|-----|---------|
| 計画期間 | 平成 21(2009)年策定 | 担当課 | 企画ダム対策課 |
| 概要 | 木質資源のバイオマスエネルギーや、製紙・ボード類の原材料、土壌改良剤や堆肥等への活用方針を定めた指針。 | | |

| 森づくり基本計画 | | | |
|----------|---|-----|-----|
| 計画期間 | 平成 22(2010)～31(2019)年度 | 担当課 | 産業課 |
| 概要 | 設楽町森づくり基本条例で定めた基本理念に基づき、設楽町の森づくりに関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための計画。 | | |

5. 重点施策

- 環境保全意識向上のための取り組みの推進
- 間伐の積極的な推進
- 河川の適切な維持管理等の実施による自然に親しみやすい環境づくり
- 森林資源について木質バイオマス等による効率的な利活用の充実
- 東三河森林活用協議会¹の着実な運営、及び有効活用施策の検討・推進
- 分別収集の徹底によるごみの減量化や焼却施設の延命
- ポイ捨てや不法投棄等、ごみを捨てづらい環境づくり

表紙の絵をさがしてみよう!



【薪ストーブでだんらん】

設楽町では、薪ストーブの利用促進など、木質バイオマス等による森林資源の有効活用を進めています。

¹ 東三河森林活用協議会とは、平成 28 年度に発足した、ダム支障木をはじめ地域の森林資源の有効活用を目的として、町内外の発電・木材関連の事業者、団体等で構成する、設楽町主導の組織です。

3 地域産業の魅力と活力あふれるにぎわいのまちづくり

1. 行動指針の趣旨

設楽町は、農業、林業、水産（内水面）業の他、宿場町として商工業も発展してきた歴史があります。しかし、これらを取り巻く環境は、時代の変化と少子高齢化や人口減少により厳しさを増しています。平成 27 年に実施した町内事業所アンケートによれば、事業後継者が「ある（いる）」と回答したのは 77 事業所中 37 事業所（48.1%）という結果でした。

今後の町の産業振興のためには、地域産業の活力を引き出し、観光施策と連携させ、町全体の魅力と活力の増加を図ります。

2. 施策の方向性

1) 農林水産業の振興

- 農林水産業を担う人材の確保・育成を支援します。
- 利用度の低いチップ材や端材等の搬出を促進するとともに、貴重な地域資源として有効活用に取り組みます。
- 農林水産業の生産基盤及び流通体制を強化するための支援をします。

2) 商工業の振興

- 商工業を担う人材の確保・育成を支援します。
- 観光施設と連携し、町外からの集客を図ります。
- 町内消費を促進します。

3) 資源活用のしくみづくり

- 遊休農地や未間伐森林等を新たな地域資源として活用します。
- 観光施設の適正な管理運営（経営）を進めます。
- 地域特産品の発掘・改良に取り組みます。
- 東三河森林活用協議会と連携し、森林資源の価値を高めつつ、需要拡大を図ります。
- 観光まちづくりを担う人材の確保・育成を進めます。

4) 観光資源の発展と魅力発信

- 観光基本計画に基づき、地域産業を活かし、地域づくりと連動した観光施策を推進します。
- 特産品・地域資源の魅力を発掘・発信します。
- 設楽ダム建設に伴う周辺整備や湖面利用について計画を策定します。

3. 目標指標

本行動指針が達成を目指す指標は以下のとおりです。本行動指針に基づく事業においては、平成 33（2021）年度末までの各目標指標達成に向けて取り組みます。

| 項目名 | 現状値 | 目標値 | 根拠資料 把握方法 |
|-----------------------|---------|---------|-------------------|
| 生産基盤強化（農地環境整備事業の受益面積） | 186.0ha | 222.0ha | 設楽町産業課データ |
| 道の駅（物販）の来場者数 | 16 万人 | 30 万人 | レジ通過数 |
| 遊休農地面積 | 10.9ha | 9.0ha | 設楽町産業課データ |
| 担い手の農地利用集積面積 | 140ha | 150ha | 設楽町産業課データ |
| 新規就農林者数 | 3 名 | 5 名 | 設楽町産業課データ |
| 町外からの入込客数 | 45 万人 | 60 万人 | 県観光レクリエーション 統計 |

4. 個別計画との連動

本行動指針に基づく分野別行動計画は、以下のとおりです。計画期間の終了等により見直しが必要となった計画は、総合計画の内容・期間・目標値について整合性を図り、改訂を検討します。

なお、計画に位置づけられない具体的事業については、社会情勢や住民ニーズ、財政負担を踏まえつつ、目標指標に寄与するか否かを精査し、計画的に実施します。

| 設楽町観光基本計画 | | | |
|-----------|--|-----|-----|
| 計画期間 | 平成 29(2017)～33(2021)年度 | 担当課 | 産業課 |
| 概要 | 設楽町の観光・誘客に関する施策を展開する上でのビジョンとコンセプトをまとめた計画。アクションプランに基づき実践していく。 | | |

| 設楽町森づくり基本計画 | | | |
|-------------|--|-----|-----|
| 計画期間 | 平成 22(2010)～31(2019)年度 | 担当課 | 産業課 |
| 概要 | 設楽町森づくり基本条例で定めた基本理念に基づき、設楽町の森づくりに関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための計画 | | |

| (仮) 設楽町道の駅経営計画 | | | |
|----------------|--|-----|-----|
| 計画期間 | 平成 30(2018)年以降策定予定 | 担当課 | 産業課 |
| 概要 | 新設される道の駅清嶺（仮称）ならびに既存の道の駅（アグリステーションなぐら、つく高原グリーンパーク）を観光まちづくりの要として位置づけ、持続可能な運営（経営）をめざすためのビジョンとコンセプトをまとめた計画。 | | |

表紙の絵をさがしてみよう！



【山林をハイキング】

設楽町では、間伐などによる森林資源の維持管理とともに、自然を活かした観光施策に力をいれています。

5. 重点施策

- 産業を担う人材の確保と育成支援
- 地域産業と連携し、かつ地域づくりと連動した観光振興
- 遊休農地の削減や、未利用農業施設等の有効活用の推進
- 低質材（チップ材等）の搬出量の増加及び有効活用の検討
- 観光集客施設の新たな整備、充実
- 道の駅をはじめとする観光施設と連携した、観光入込客を呼び込むための取り組み
- 商工会と連携した取り組みによる、町内商店等の利用の促進
- 関連事業者等と連携した、特産品や地域資源の発掘や情報発信等
- 設楽ダム周辺整備や湖面利用にかかる具体的検討
- 創業支援事業計画に基づく起業支援制度の新設

表紙の絵をさがしてみよう！



【個性的な集客施設】

設楽町では、観光集客を活性化するため、道の駅などの拠点施設の整備にも力を入れ、交流人口増加を目指しています。

4 安全で快適な暮らしやすいまちづくり

1. 行動指針の趣旨

本町は、少子高齢化による人口減少が進む中、「設楽町人口ビジョン」において 2060 年に人口 3,000 人の維持を目指しており、毎年 10 世帯の子育て世代移住者確保を「設楽町総合戦略」の政策目標として掲げています。

定住者の増加や、今住んでいる人が将来に渡って暮らしつづけることができるよう、暮らしやすい環境の提供は絶対条件であると言えます。子どもから高齢者まで、住みやすい環境を提供できるよう、住生活環境や交通環境の整備を図ります。

また、平成 23 年 3 月の東日本大震災、平成 28 年 4 月の熊本地震等大規模災害の発生経験から、公的機関と住民双方において、災害への対策や防災意識の充実が必要視されています。消防団、自主防災会等と連携し、地域における共助の視点から防災まちづくりを進めます。

2. 施策の方向性

1) 住生活環境の整備

- 町営住宅の整備や空き家の利活用により、安全な住宅を供給します。
- 上下水設備の整備により、安全・安心な水利用を進めます。
- 情報通信網の維持管理及び改善を進めます。
- 適正な土地の運用及び維持管理のため地籍調査を実施します。
- 利便性や快適性の向上等を目指し、老朽化が著しい火葬炉の整備を行います。

2) 交通環境の整備

- 民間バスや町営バス等、公共交通の利便性を向上させるための取り組みを行います。
- 交通アクセスの改善や通行の安全性の向上を図るための道路整備に努めます。
- 子どもや高齢者、障害者でも利用しやすいユニバーサルデザインに対応した道路環境を整えます。
- 自動運転システムなど先進的技術の活用可能性について検討していきます。

3) 防災防犯体制の強化

- 消防・救急体制の充実を図り、有事の際の対応力を強化します。
- 住民の防災意識を高めるための各種啓発や訓練を実施します。
- 公的施設や避難所の耐震改修や整備により、防災対応力を高めます。
- 各関係機関や住民団体と連携し、防犯体制強化を図ります。

3. 目標指標

本行動指針が達成を目指す指標は以下のとおりです。本行動指針に基づく事業においては、平成 33（2021）年度末までの各目標指標達成に向けて取り組みます。

| 項目名 | 現状値 | 目標値 | 根拠資料 把握方法 |
|-------------------|-------|---------|---------------|
| 水道管の耐震化率 | 12% | 19% | 設楽町生活課データ |
| 町道の改良延長 | 201km | 207km | 設楽町建設課データ |
| 林道の舗装延長 | 86km | 95km | 設楽町建設課データ |
| 橋梁の長寿命化修繕件数 | 7 橋 | 21 橋 | 設楽町建設課データ |
| 公共交通の住民一人あたりの利用回数 | 9 回/年 | 9 回/年 | 設楽町企画ダム対策課データ |
| 町営住宅の建設数 | 0 棟 | 4 棟 8 戸 | 設楽町生活課データ |
| 耐震性防火水槽の設置数 | 1 基 | 5 基 | 設楽町総務課データ |
| 住宅耐震改修工事件数（年間） | 1 戸 | 10 戸 | 設楽町総務課データ |
| 汚水処理人口の普及率 | 78% | 88% | 設楽町生活課データ |

表紙の絵をさがしてみよう！



【消防団】

快適な暮らしは、安心・安全から。防災組織の充実や意識啓発、防災拠点整備等により、災害への対策を進めています。

4. 個別計画との連動

本行動指針に基づく分野別行動計画は、以下のとおりです。計画期間の終了等により見直しが必要となった計画は、総合計画の内容・期間・目標値について整合性を図り、改訂を検討します。

なお、計画に位置づけられない具体的事業については、社会情勢や住民ニーズ、財政負担を踏まえつつ、目標指標に寄与するか否かを精査し、計画的に実施します。

| 設楽町防災計画 | | | |
|---------|---|-----|-----|
| 計画期間 | - | 担当課 | 総務課 |
| 概要 | 災害対策基本法等に基づき、自然災害・大規模災害等に対処するため、本町の防災に関し、町や関係機関が処理すべき事務や業務の大綱について、災害の予防・応急対策・復旧について定めたもの。 | | |

| 設楽町営住宅ストック総合活用計画 | | | |
|------------------|--|-----|-----|
| 計画期間 | 平成 21(2009)～30(2018)年度 | 担当課 | 生活課 |
| 概要 | 町営住宅ストック活用の基本的な考え方を示すとともに、建替事業、改善事業、維持保全等の適切な手法の選択のもと、町営住宅ストックの総合的な活用を図るための計画。 | | |

| 設楽町営住宅長寿命化計画 | | | |
|--------------|---|-----|-----|
| 計画期間 | 平成 21(2009)～30(2018)年度 | 担当課 | 生活課 |
| 概要 | 安全で快適な住まいを長期的に確保し、立替事業、改善事業、維持保全等の適切な手法の選択のもと、町営住宅の長寿命化によるコスト削減と事業量の平準化を図ることを目的とした計画。 | | |

| 設楽町簡易水道事業耐震化等整備計画 | | | |
|-------------------|---|-----|-----|
| 計画期間 | 平成 29(2017)～32(2020)年度 | 担当課 | 生活課 |
| 概要 | 老朽化した水道管を更新するとともに耐震管を採用し、災害に強い給水施設の整備を進めるための計画。 | | |

| 北設楽郡地域公共交通網形成計画 | | | |
|-----------------|--|-----|---------|
| 計画期間 | 平成 28(2016)~30(2018)年度 | 担当課 | 企画ダム対策課 |
| 概要 | 北設楽郡 3 町村（設楽町・東栄町・豊根村）の住民生活に必要なバスをはじめとした公共的な旅客運送サービスの確保や利便性の増進を図るため、多様な交通手段を有機的に連携した総合交通システムの運行計画。 | | |

| 全県域污水適正処理構想 | | | |
|-------------|---|-----|-----|
| 計画期間 | 平成 28(2016)~42(2030)年度 | 担当課 | 生活課 |
| 概要 | 下水道、集落排水、合併浄化槽等の污水処理施設について、地域の実情に応じた適正な整備手法を選定し、方針として定めたもの。 | | |

5. 重点施策

- 町営住宅のストックの現状、入居世帯の状況及び住宅事情を踏まえた、ニーズに合ったストック計画の策定
- 移住定住戦略を考慮した住宅整備の実施
- 設楽町簡易水道事業耐震化等整備計画に基づく、地震や台風等の災害に強い給水施設の整備
- 地域の実情に合った情報通信網の在り方の検討、及び適正な維持管理の実施
- 適正な土地の運用及び維持管理のための地籍調査の継続実施
- 老朽化が著しい火葬場の新設による利便性の向上
- 公共交通の利便性を確保するための取組
- 地域住民の整備要望等を踏まえた、安心安全に利用できる道路整備・維持修繕の実施
- ダム事業に関連する道路整備にかかる、水源地域整備計画・振興計画に基づく計画的な実施
- 消防・救急体制の充実に向けた具体的な取組
- 防災訓練などを通じた住民の防災意識の向上
- 公的施設や一般住宅の耐震化の推進
- 田口地区における公共下水道の整備推進

5 支えあいと助けあいによる安心福祉のまちづくり

1. 行動指針の趣旨

少子高齢化が進む状況においては、バランスのとれた人口構成となることが必要です。

こうした中、子育て世代からは、子育て環境の更なる充実が求められており、この世代のニーズに合った保育サービスの拡充や、子育てをサポートする仕組みづくりに取り組み、子育て世代に支持される環境の整備を進めます。

高齢化の進展については、高齢者人口はピークを過ぎているものの高齢化率は極めて高く、医療、介護等の福祉ニーズはとて大きくなっています。こうしたニーズに応える福祉サービスの充実を図るとともに、今後は、高齢者の健康寿命を延伸していくことをより重視し、若い頃から健康に関心を持つことを促し、世代に応じた健康づくりへの取り組みを推進・支援します。

障害児・者への福祉サービスについては、自立的な生活が確保できるよう、地域での雇用機会の拡大を図るとともに、関係機関と連携し、ライフステージに応じたサービスの充実に努めます。

そして、設楽町で子どもから高齢者、障害者、これを支える家族の皆が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、公的サービスを充実させ、地域住民がお互いに支え合う地域づくりを進めます。

2. 施策の方向性

1) 健康づくり・医療体制の充実

- 住民健診の受診勧奨や健康教室を通して、住民一人ひとりの健康意識を高めます。
- 地域医療連携ネットワークシステムの有効活用をはじめ、近隣の中核病院等との連携を強化し、地域医療体制の充実に図ります。



2) 子育て支援環境の充実

- 妊娠、出産に関する悩みや不安を軽減し、親子の心身をケアする体制の充実を図ります。
- 保育環境の拡充により、働きながらも子育てしやすい環境を整備します。
- 子育て支援施策の拡充により、子育てをしたいと思われる環境を整備します。

3) 高齢者福祉環境の充実

- 高齢者や障害児・者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境を整えるために、町の実情に即したケア体制づくりを検討し、地域包括ケア体制を構築します。
- 東三河広域連合への介護保険事務の円滑な事務移行と、事務の広域化に伴う情報の周知を図ります。
- 高齢者の介護予防活動の支援とともに、予防に取り組む年齢層の早期化を図り、健康寿命の延伸に取り組みます。

4) 障害者福祉環境の充実

- 障害者の就労支援施策を関係機関と連携して拡充し、障害者の自立を支援します。
- 障害者の社会生活のサポートや、在宅サービスを充実させ、安心して過ごせる環境づくりに取り組みます。

表紙の絵をさがしてみよう!



【保育園】

自分らしく働きつつ、子育てにも専念できる。そんな環境を目指し、子育て環境の充実を目指しています。

5) 地域福祉環境の充実

- 身近な地域の中で支えあい、助けあうことができるよう、住民意識を醸成します。
- 福祉分野の自主団体の活動を支援します。
- 住民、行政、病院、事業者、各種団体等、福祉や医療に関わる関係主体が連携できる体制を拡充します。
- 要援護者、生活困窮者等、困難な状況に置かれている方の支援や受け皿の確保を目指します。

3. 目標指標

本行動指針が達成を目指す指標は以下のとおりです。本行動指針に基づく事業においては、平成 33（2021）年度末までの各目標指標達成に向けて取り組みます。

| 項目名 | 現状値 | 目標値 | 根拠資料 把握方法 |
|------------------------|-------|-------|----------------|
| 特定健診の受診率 | 49% | 55% | 国保健診率 |
| 「この地域で子育てしたいか」意識調査 | 68% | 85% | 設楽町保健福祉センターデータ |
| 延長保育時間拡大の実施園数 | 0 園 | 4 園 | 実数 |
| 障害者雇用可能事業所数（自立支援協議会調査） | （調査中） | 15 か所 | 設楽町町民課データ |
| 要介護等認定率 | 20.9% | 20.0% | 実数 |

4. 個別計画との連動

本行動指針に基づく分野別行動計画は、以下のとおりです。計画期間の終了等により見直しが必要となった計画は、総合計画の内容・期間・目標値について整合性を図り、改訂を検討します。

なお、計画に位置づけられない具体的事業については、社会情勢や住民ニーズ、財政負担を踏まえつつ、目標指標に寄与するか否かを精査し、計画的に実施します。

| 設楽町健康増進計画 いきいきしたら計画 | | | |
|---------------------|---|-----|-------------|
| 計画期間 | 平成 20(2008)～29(2017)年度 | 担当課 | したら保健福祉センター |
| 概要 | 健康増進法および食育基本法に基づき、「こども」「からだ」「こころ」の3つの分野について目標と実施内容を定め、一人ひとりの豊かな人生といきいきと過ごせる生活を目指して住民と行政が協働で進めていく施策を位置づけた行動計画。 | | |

| 設楽町子ども・子育て支援事業計画 | | | |
|------------------|---|-----|-----|
| 計画期間 | 平成 27(2015)～31(2019)年度 | 担当課 | 町民課 |
| 概要 | 子ども・子育て関連3法に基づき、家庭等において子育ての意義と喜びが実感されるとともに、全ての子どもたちが健やかに、伸びやかに育つことができる社会の実現を目指し、多様な子育て支援サービスや保育サービス、幼児教育・保育を推進する施策を位置づけた計画。 | | |

| 設楽町障害者計画・第4期障害福祉計画 | | | |
|--------------------|---|-----|-----|
| 計画期間 | 平成 27(2015)～29(2017)年度 | 担当課 | 町民課 |
| 概要 | 障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が自立して生活しつつ、身近な地域で安心してらせるように、障害福祉サービスや施策の目標、提供体制を位置づけた計画 | | |

| 設楽町高齢者福祉計画及び設楽町第6期介護保険事業計画 | | | |
|----------------------------|---|-----|-----|
| 計画期間 | 平成 27(2015)～29(2017)年度 | 担当課 | 町民課 |
| 概要 | 老人福祉法・介護保険法に基づき、高齢者がいつまでも身近な地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者福祉サービスや介護保険サービスの目標・提供体制を位置づけた計画。 | | |

| 設楽町国民健康保険特定健康診査等実施計画 | | | |
|----------------------|---|-----|-----|
| 計画期間 | 平成 25(2013)～29(2017)年度 | 担当課 | 町民課 |
| 概要 | 特定健康診査等基本指針に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施内容や受診勧奨施策を位置づけた計画。 | | |

5. 重点施策

- 各年齢層に応じた健康づくり活動の充実
- 助産師相談や妊産婦教室などの相談体制の整備
- 不妊治療費の助成を継続実施
- 保育園の延長保育時間の拡大に向けた体制作り
- 介護保険の広域化に向けた円滑な事務移行
- 障害者の就労先の確保
- 福祉分野の自主団体の活動継続・拡充の支援
- 地域包括ケア体制の整備
- 在宅生活が困難な高齢者等の居場所や生活支援策の確保
- つぐ診療所における地域医療連携ネットワークの整備推進
- 住民や行政、福祉・医療の関係機関等による連携体制の更なる充実や拡充

表紙の絵をさがしてみよう！



【車椅子で働く人】

設楽町では、障害を持ちながらも働ける環境や、地域で生活できる環境づくりを目指した福祉施策に力を入れています。

6 人とまちの未来を育む教育文化のまちづくり

1. 行動指針の趣旨

教育・学習は、町民の生活の質を豊かにし、まちの未来を創るための大切なものですが、時代と共に町民の「学び」に関する環境とニーズは急速に変化しています。

これらの変化に対応し、町民すべてが「学び」によって豊かな人間性を育み、まちの未来を担う人材として活躍することができるよう、「学び」環境の構築や機会づくりを行います。

また、他市町村との交流を進め、国際交流も深めるとともに、自然環境の保全や地域文化を継承するための活動を支援します。

2. 施策の方向性

1) 生涯学習・生涯スポーツの振興

- 生涯学習・生涯スポーツ講座の内容を充実します。
- 図書館やスポーツ施設等の生涯学習・生涯スポーツ環境を充実させ、利便性を高めます。
- 生涯学習・生涯スポーツ等の情報を発信し、参加機会の増加を図ります。

2) 学校教育の充実

- 児童生徒一人ひとりに対応した教育を推進し、生きる力と豊かな心を持った人材を育成します。
- 児童生徒に配慮した教育環境を検討し、整備します。
- 地域と連携した学校運営や教育を推進し、児童生徒をとりまく問題に対応します。
- 中高一貫教育を推進するとともに、田口高等学校の魅力化を図ります。

3) 青少年の健全育成

- 家庭教育を支援する活動を行います。
- いじめや不登校等、青少年に関する相談体制を拡充します。

4) 地域文化の継承と創造

- 地域文化活動に親しむ機会を充実します。
- 収蔵施設の充実をはじめとした、文化財保護と地域文化の継承を推進します。
- 町の文化資源の情報発信を充実します。

5) 国際交流・他市町村との交流の推進

- 国際交流活動を推進します。
- 他市町村との交流機会を拡充します。

3. 目標指標

本行動指針が達成を目指す指標は以下のとおりです。本行動指針に基づく事業においては、平成 33（2021）年度末までの各目標指標達成に向けて取り組みます。

| 項目名 | 現状値 | 目標値 | 根拠資料 把握方法 |
|----------------------|----------|----------|--------------|
| 図書館利用者数の維持 | 6,060 人 | 6,060 人 | 実数 |
| 町内中学校から田口高校への進学率 | 22.8% | 37% | 実数 |
| スポーツ施設の利用者数 | 21,662 人 | 22,000 人 | 実数 |
| 資料館入館者数の増加 | 1,125 名 | 10,000 名 | 実数 |
| 資料館主催の企画展、講座の開設 | 0 件 | 10 件 | 実数 |
| 小中学校における Wi-Fi 環境の整備 | 0 校 | 7 校 | 実数 |
| 中学校生徒数に対するタブレットの数の割合 | 19.6% | 100% | 実数 |

4. 個別計画との連動

本行動指針に基づく分野別行動計画は、平成 29 年 3 月現在では策定されていません。今後、社会情勢や住民ニーズ、事業の推進体制を考慮し、分野別個別計画の策定について検討していきます。

5. 重点施策

- 生涯学習や生涯スポーツ講座内容の更なる充実
- 歴史民俗資料館（仮称）の利活用と文化財の周知
- 各図書館の特徴を生かした利用の促進
- 児童生徒の様々な状況や実情に配慮した教育環境の整備
- 小中学校のICT環境の整備（Wi-Fi環境やタブレット導入等）
- 田口高等学校の魅力化
- A L T（英語指導助手）の複数名配置による英語授業の充実

表紙の絵をさがしてみよう！



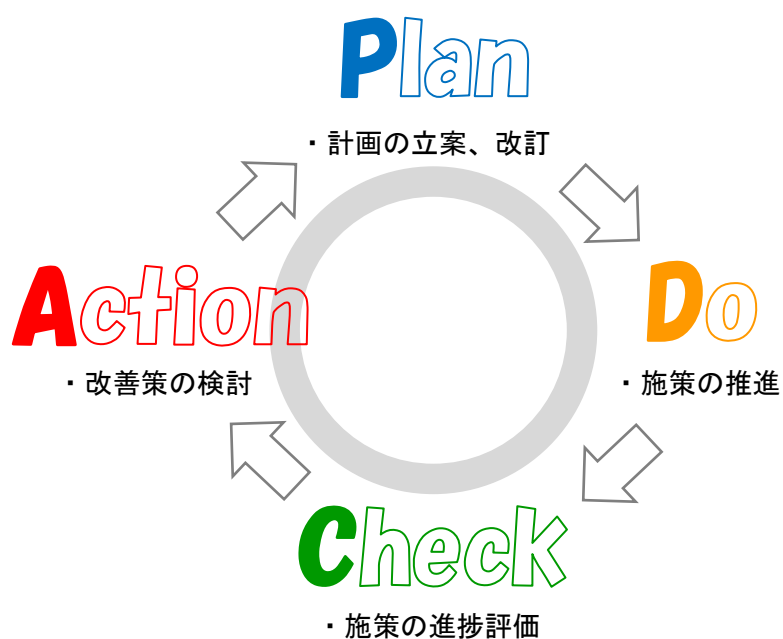
【タブレットを使って授業】

小中学校のICT環境整備を目指しています。楽しく、効率的に子どもたちが学び、育つ環境づくりを進めます。

1 総合計画のマネジメントサイクル（PDCA）

1 計画のマネジメントサイクル

第2次設楽町総合計画は、あらゆる施策の実効性を高めるため、PDCAサイクルの考え方に則り、進捗管理を行います。このサイクルを効率的に回していくため、数値による計画評価と、住民参画による計画の評価・改善の手法を盛り込みます。



2 将来像達成評価のための重要数値目標

将来像の進捗度を把握する指標として、「早よやらまいプロジェクト」に掲載された各施策や事業を設定します。目標年度を平成 38（2026）年度としつつ、5年後の平成 33（2021）年度に中間評価を実施します。

3 住民参画による施策の評価・改善機会の創出

町が実施する施策について、住民の意見を取り入れて評価・改善を行っていくことを目的とし、地域課題や実施施策をテーマとした住民ワークショップを随時開催し、その結果をホームページ等で公開します。

住民ワークショップは、意見交換を行うテーマに応じて開催地域や参加者等を調整します。あらゆる分野において住民の意見を取り入れることができるよう、特定の課に留まることなく、全庁的に取組みます。

設楽町の概況

1. 設楽町の概要

設楽町は、平成 17 年 10 月 1 日に旧設楽町と旧津具村が合併して誕生しました。

愛知県の北東部に広がる三河山間地域の中央に位置し、名古屋市中心部から約 90 キロメートル、豊橋市及び豊田市の中心部から約 55 から 60 キロメートルの距離にあり、東は東栄町、豊根村、西は豊田市、南は新城市、北は長野県根羽村と隣接しています。

東西約 22.4 キロメートル、南北約 19.7 キロメートル、総面積 273.94 平方キロメートルあり、総面積の約 9 割を占める山林は、1,000 メートル級の山々が連なり、豊川、矢作川、天竜川という三大水系の水源地となっています。

行政、商業の町の中心地で、人家が連担している田口地区、まとまった平坦地が広がり、山間地域では有数の農業地帯となっている名倉地区及び津具地区、国の無形民族文化財の田峯田楽をはじめとする数多くの郷土芸能を保有し、いくつかの河川沿いに小規模な集落が点在している清嶺地区と大きく 3 つの地域に分けることができます。

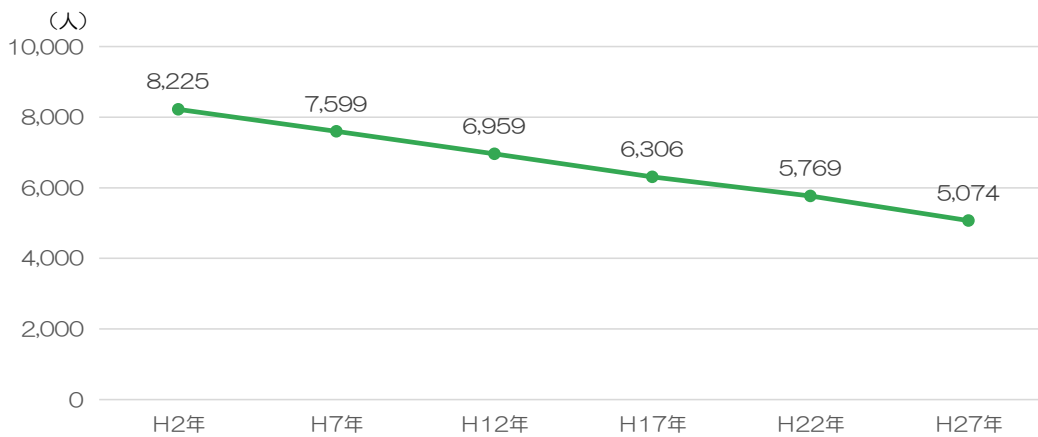
町の西部一帯には愛知県内最大級の規模を誇るブナ、ツガなどの林、きららの森「段戸裏谷原生林」が広がり、その景観は水源地のシンボルのひとつとなっています。

2. 設楽町の人口

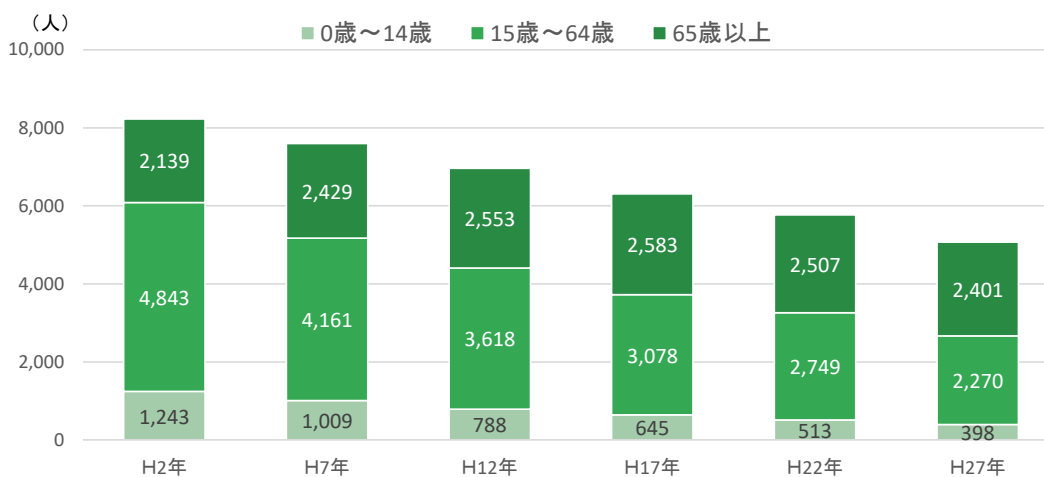
設楽町の平成 27 年の人口は 5,074 人となっており、平成 2 年から比較すると約 3,000 人の減少であり、人口減少が深刻な状況となっています。特に生産年齢人口（15 歳～64 歳）、年少人口（0 歳～14 歳）の減少が顕著であり、人口ピラミッドは少子高齢化が顕著である「つぼ型」の構造となっています。

自然動態（出生・死亡）と社会動態（転入・転出）をみると、死亡が出生を上回り、転出が転入を上回る自然減・社会減の状態が続いています。

図表 3 総人口の推移¹



図表 4 年齢別人口の推移²

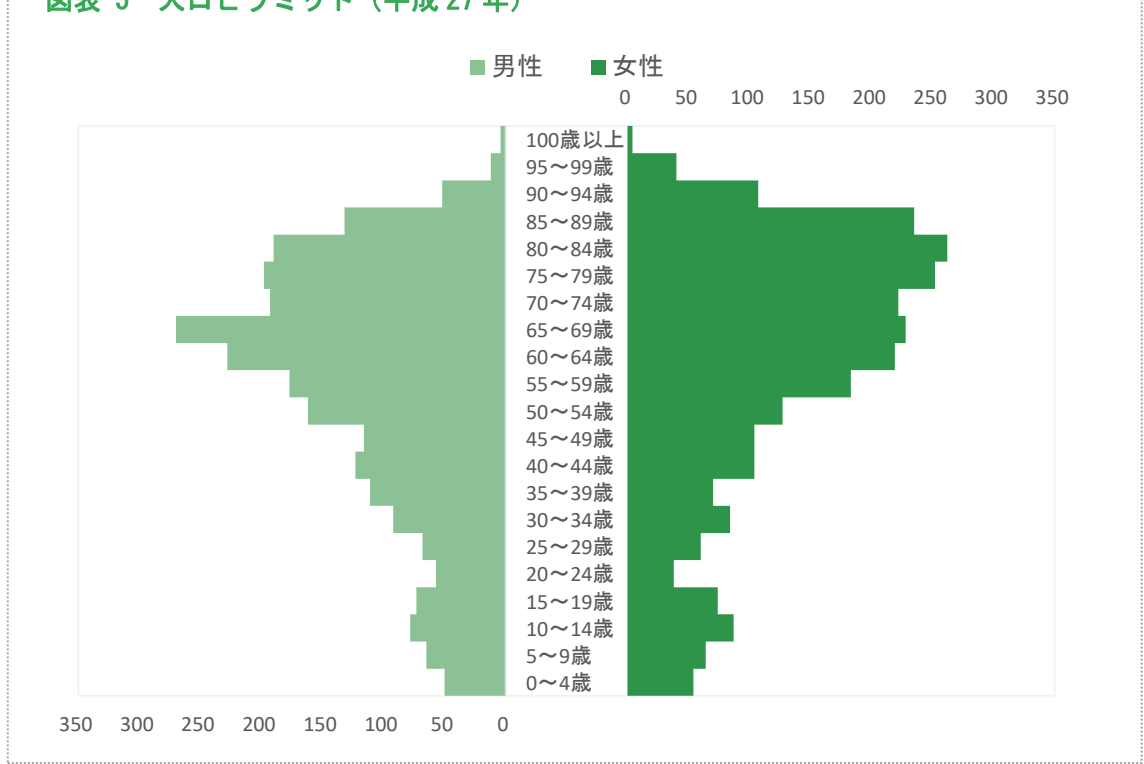


¹ 国勢調査

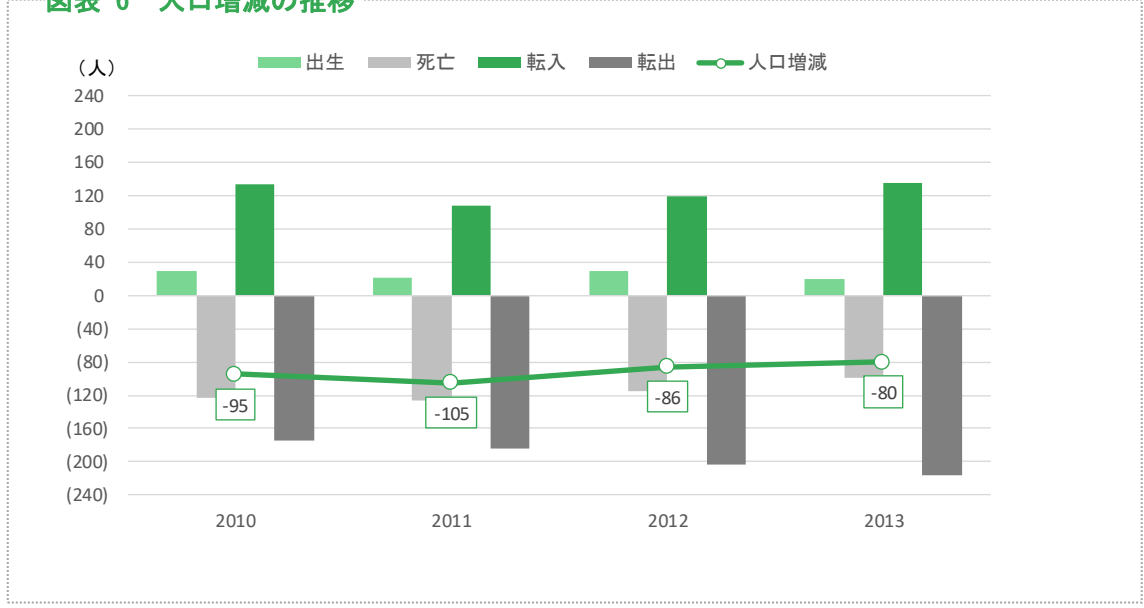
² 国勢調査



図表 5 人口ピラミッド (平成 27 年)¹



図表 6 人口増減の推移²



¹ 国勢調査

² 人口動態統計

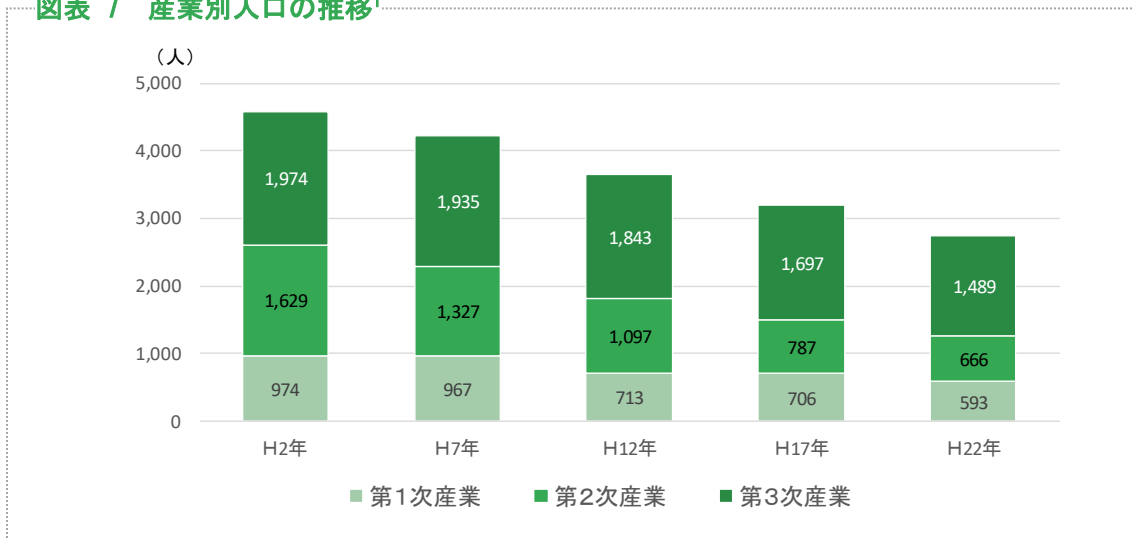


3. 設楽町の産業

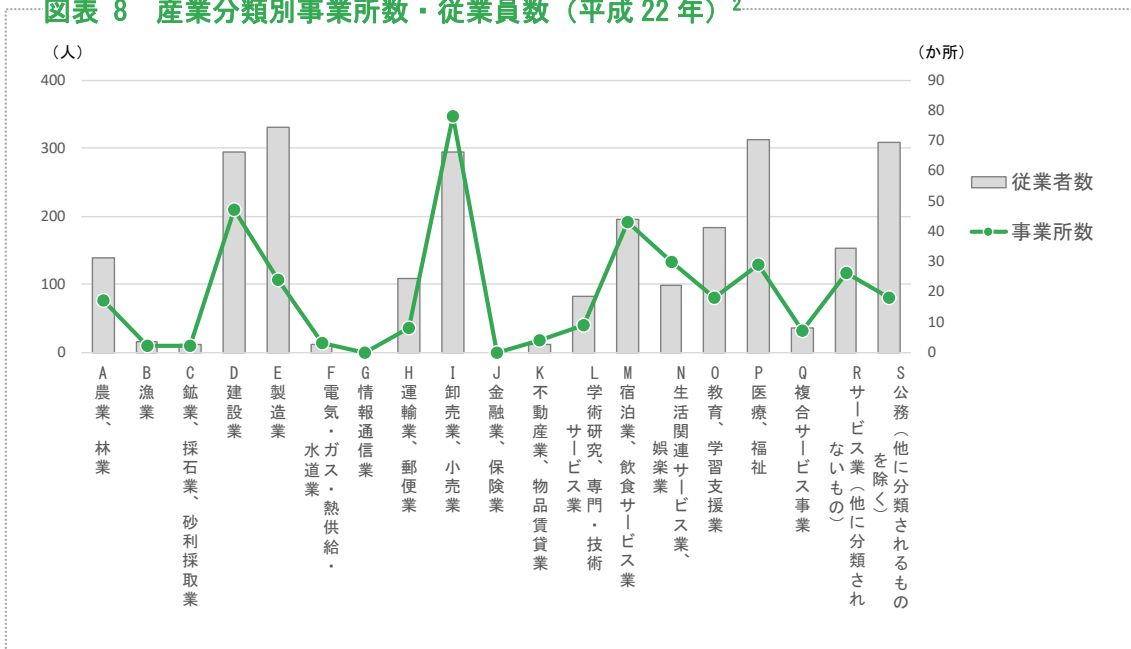
総人口及び生産年齢人口の顕著な減少に比例し、産業別人口は減少を続けています。特に第2次産業は、約20年の間に1,000人近く減少しています。

産業分類別の事業所数・従業員数は、「建設業」や「製造業」、「卸売業、小売業」、「医療、福祉」が多くなっています。

図表 7 産業別人口の推移¹



図表 8 産業分類別事業所数・従業員数（平成22年）²



¹ 国勢調査

² 国勢調査（平成22年）

4. 歴史的沿革

設楽町の始まりは無土器文化の洪積期であるといわれ、定着農業が始まったのは古墳時代とされています。長い歴史の中でその支配も転々とし、明治維新を迎え廃藩置県により、三河県、伊奈県、額田県等複雑な変遷を重ね愛知県となり県内が 15 区に分けられ、北設楽郡域は 14 区に属していました。その後、明治 11 年の「郡、区、町村編成法」の発布により、設楽郡が南北に分割され、北設楽郡となりました。

明治 22 年の市町村制の施行により第 2 次町村合併が行われ、田口、段嶺、名倉、振草、津具の各村が誕生しました。

しかし、津具村は合併後 1 年も経過しない明治 23 年 6 月に分村し、上津具村と下津具村となりました。また、田口村は明治 33 年に町制を施行し、郡役所の所在町となり、その後、国・県の行政機関が設置され、郡都として位置づけられました。

「市町村合併促進法」により、昭和 31 年 9 月 30 日、田口町、段嶺村、名倉村、振草村の一部で旧設楽町が、上津具村と下津具村で津具村が誕生しました。

その後 49 年の年月を経過し、「市町村の合併の特例に関する法律」により平成 17 年 10 月 1 日、旧設楽町と津具村が新設合併して「設楽町」が発足しました。

住民満足度調査の詳細結果

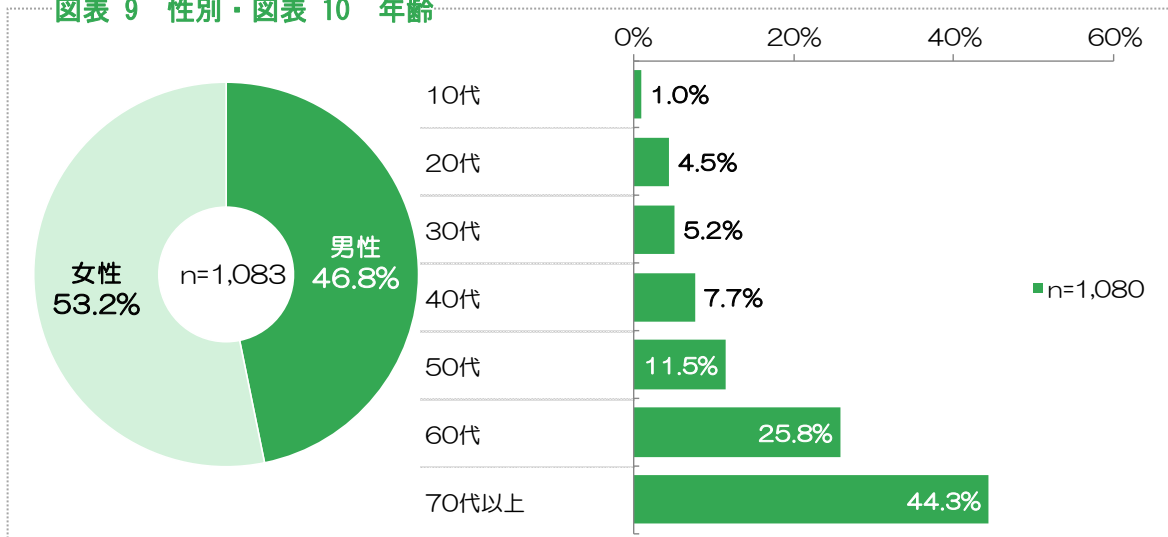
本編9ページで現状把握のため示しています住民の満足度の割合について、詳細な調査結果については次ページ以降のとおりです。

1. 回答者ご自身について

F 1 あなたの性別は？<〇は1つ>

F 2 あなたの年齢は？<〇は1つ>

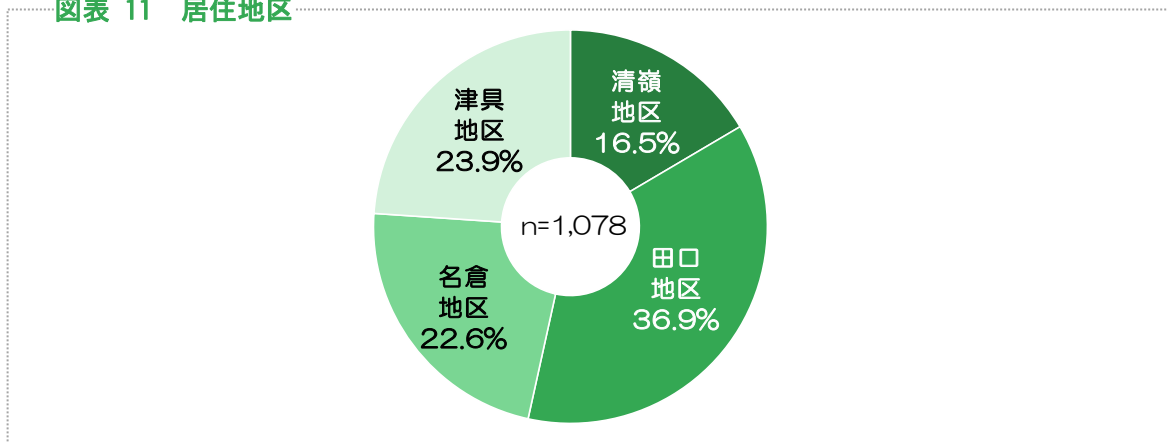
図表 9 性別・図表 10 年齢





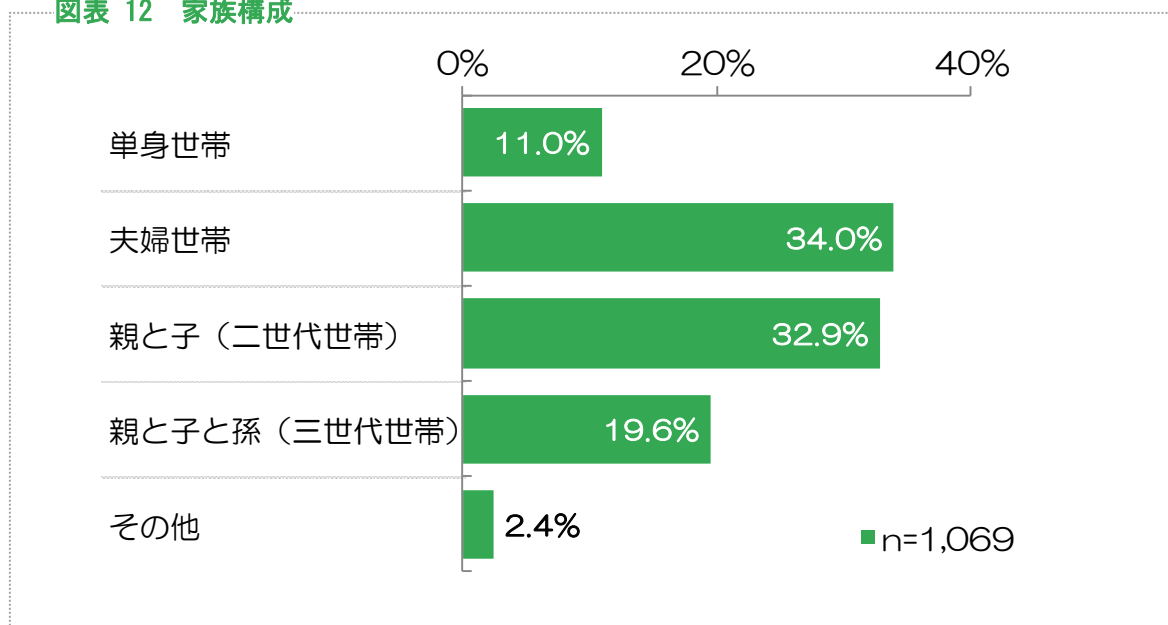
F 3 あなたのお住まいの地区は？〈〇は1つ〉

図表 11 居住地区



F 4 あなたの家族構成は？〈〇は1つ〉

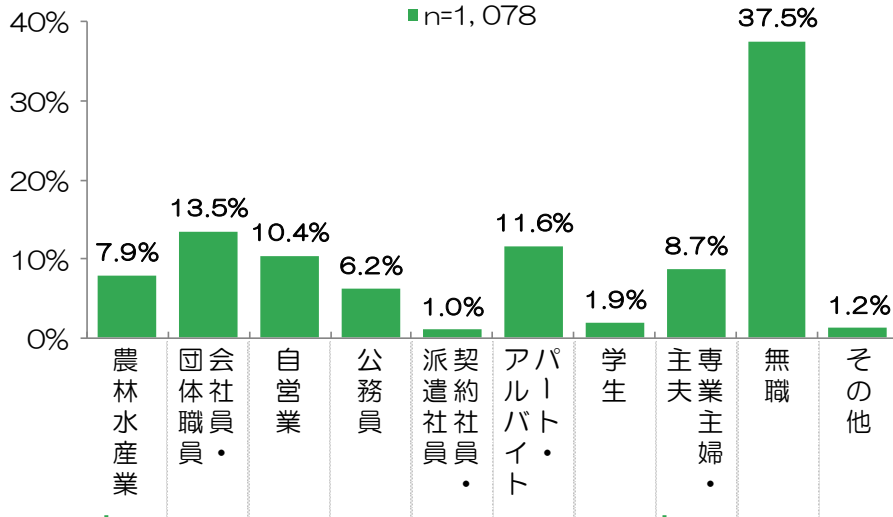
図表 12 家族構成



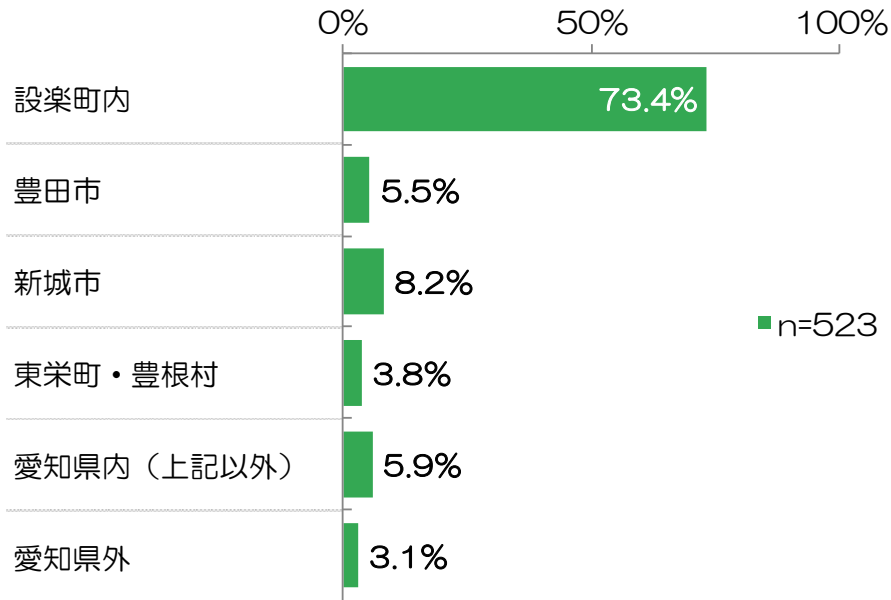
F 5 あなたの職業は？〈〇は1つ〉

F 6 (F 5で1～7と答えた方に) あなたの通勤・通学先はどこですか？
〈〇は1つ〉

図表 13 職業

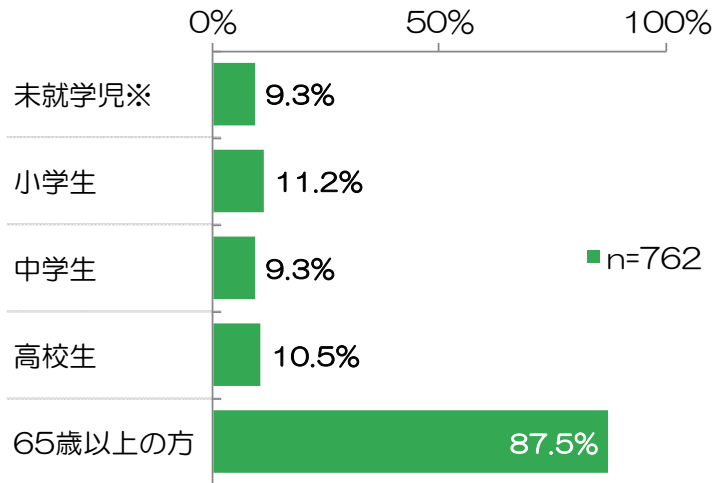


図表 14 通勤・通学先



F 7 あなた自身を含め、同居家族の中に次の方はいらっしゃいますか？
 <あてはまるものすべてに○>

図表 15 同居家族について

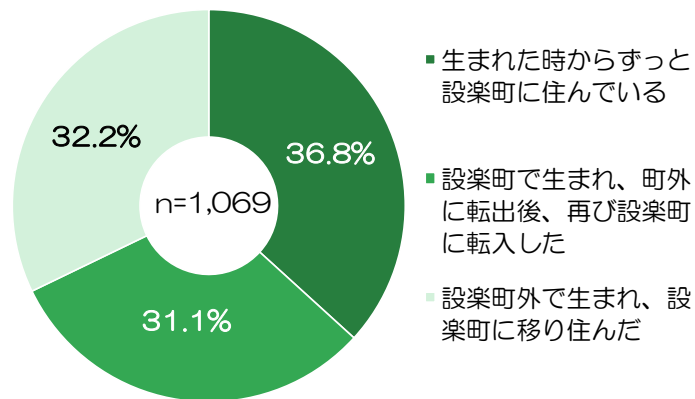


※小学校に上がる前のお子様

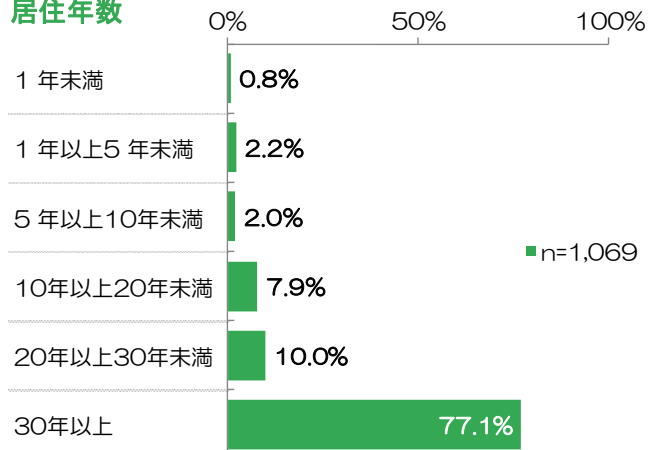
F 8 あなたは設楽町にいつからお住まいですか？<○は1つ>

F 9 設楽町内での居住年数は通算、何年になりますか？<○は1つ>

図表 16 設楽町に住み始めた時期



図表 17 居住年数

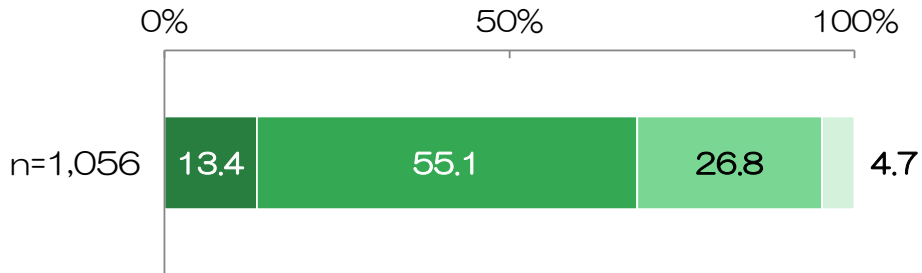


2. 暮らしやすさについて

問1. 設楽町は住みやすいまちだと思いますか？〈〇は1つ〉

図表 18 設楽町の住みやすさ

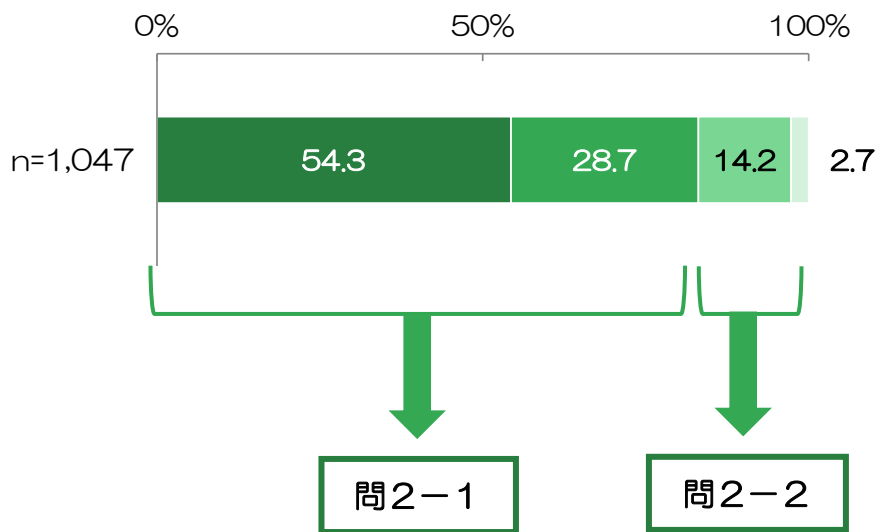
- とても住みやすい
- どちらかといえば住みやすい
- どちらかといえば住みにくい
- とても住みにくい



問2. あなたは、今後も設楽町に住み続けたいですか？〈〇は1つ〉

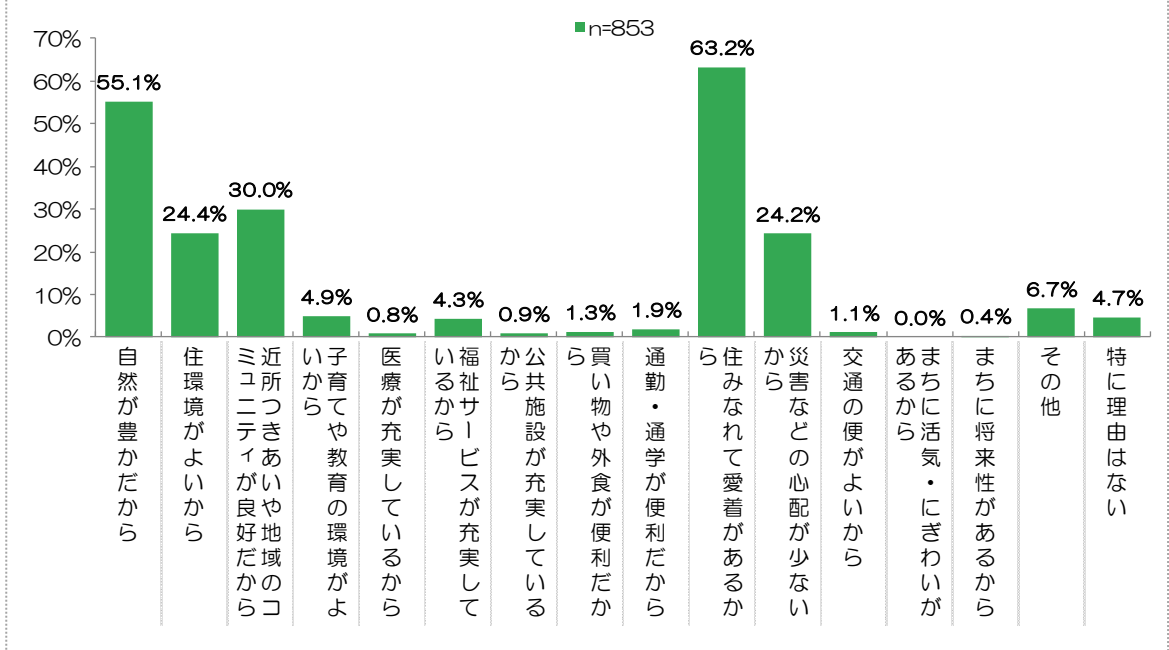
図表 19 今後の居住意向

- 永住したい
- 当分住み続けたい
- いずれは転出したい
- すぐにでも転出したい



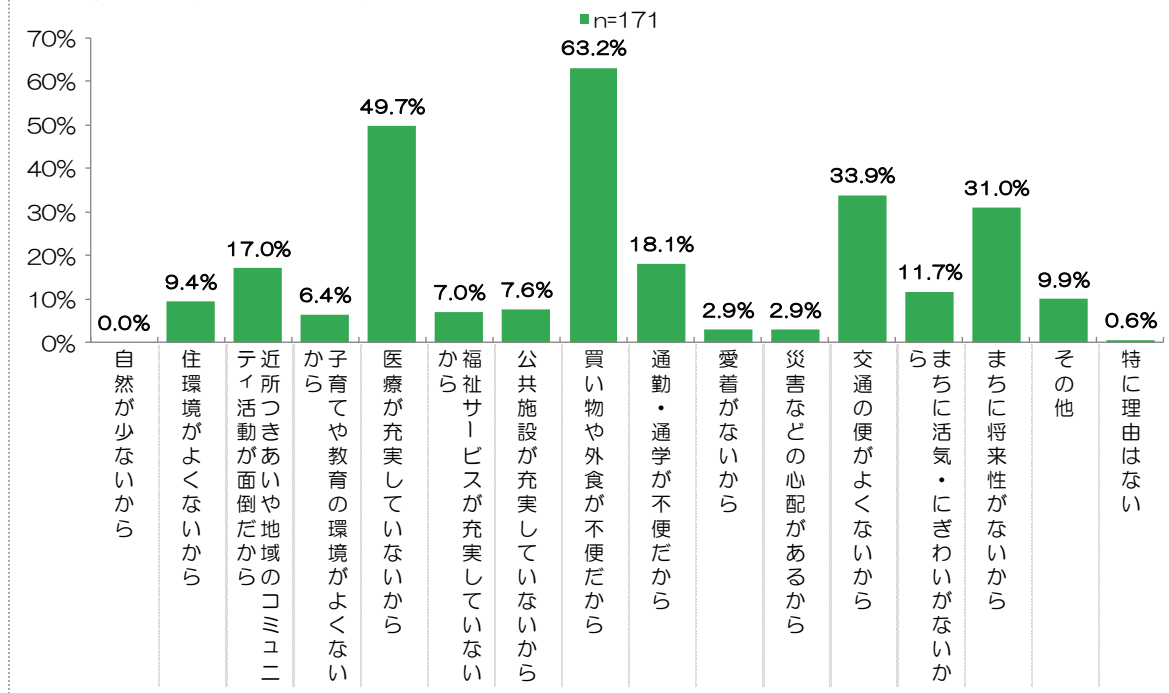
問2-1. (問2で「1」「2」を選んだ方) あなたが今後も住み続けたいと思う理由は何ですか。あなたのお考えに近いものを選んでください。
 <〇は3つまで>

図表 20 今後も設楽町に住み続けたい理由



問2-2. (問2で「3」「4」を選んだ方) あなたが移転したいと思う理由は何ですか。あなたのお考えに近いものを選んでください。
 <〇は3つまで>

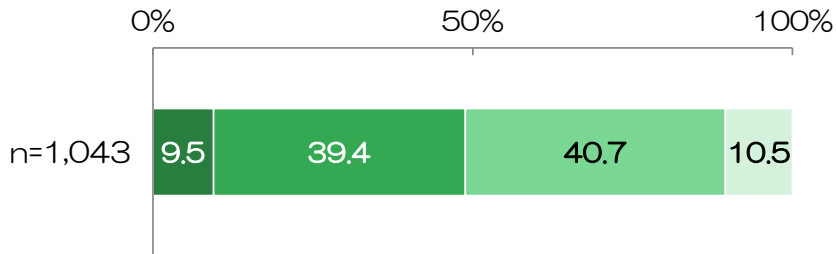
図表 21 設楽町から移転したい理由



問3. あなたは、設楽町に魅力や誇りを感じますか。〈〇は1つ〉

図表 22 設楽町に魅力や誇りを感じるか

- 魅力や誇りを感じる
- ある程度魅力や誇りを感じる
- あまり魅力や誇りを感じない
- 魅力や誇りを感じない

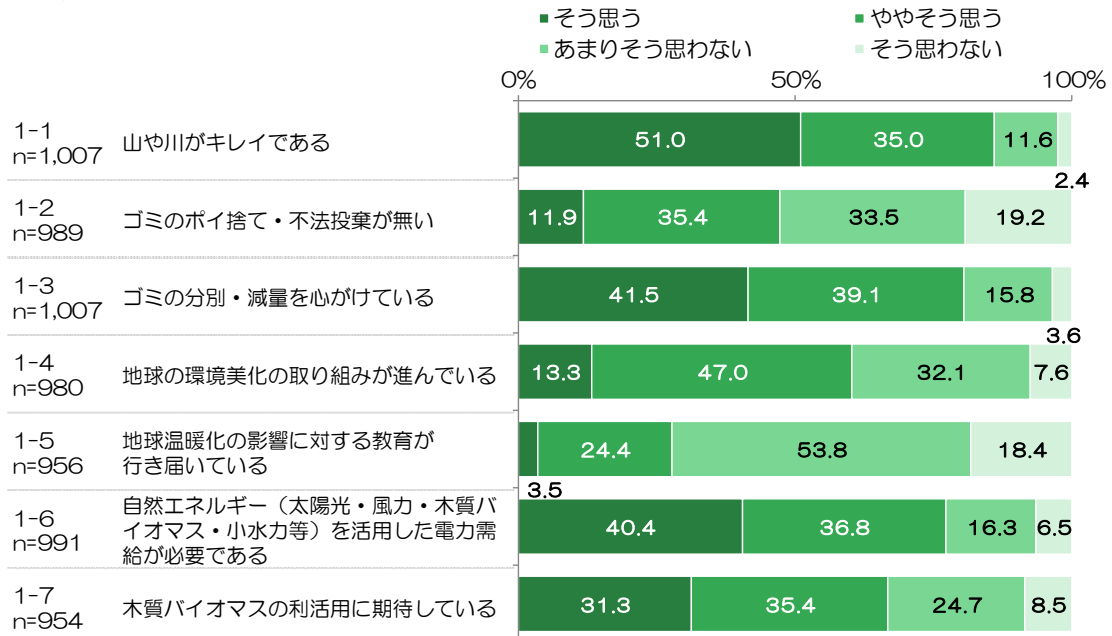


3. 設楽町に対する満足度・重要度

問4. 設楽町に対する以下の内容について、あなた自身はどう思いますか。回答例にならって、以下のそれぞれの項目について、あなたのお考えに最も近いものを1つずつ選んで〇印をつけてください。

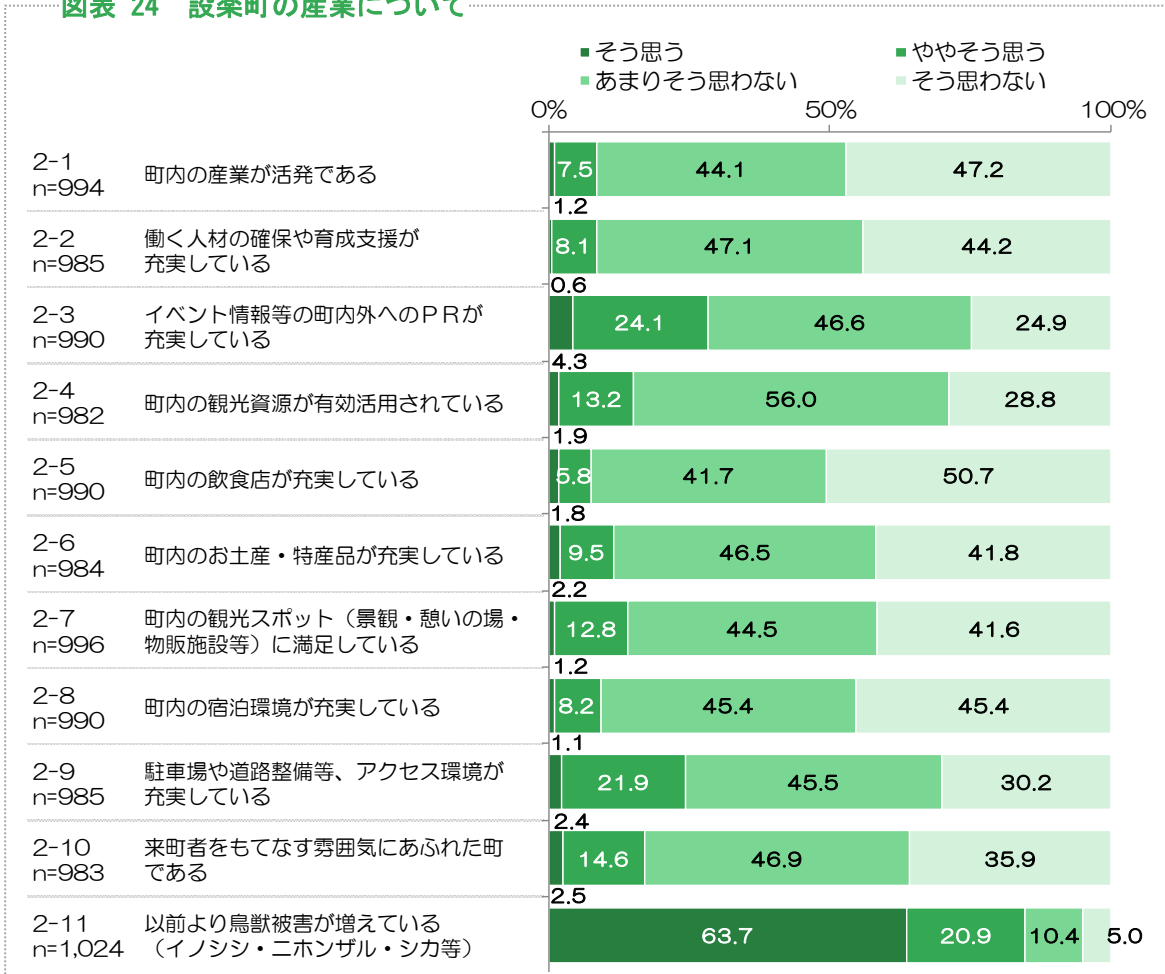
1 設楽町の自然について

図表 23 設楽町の自然について



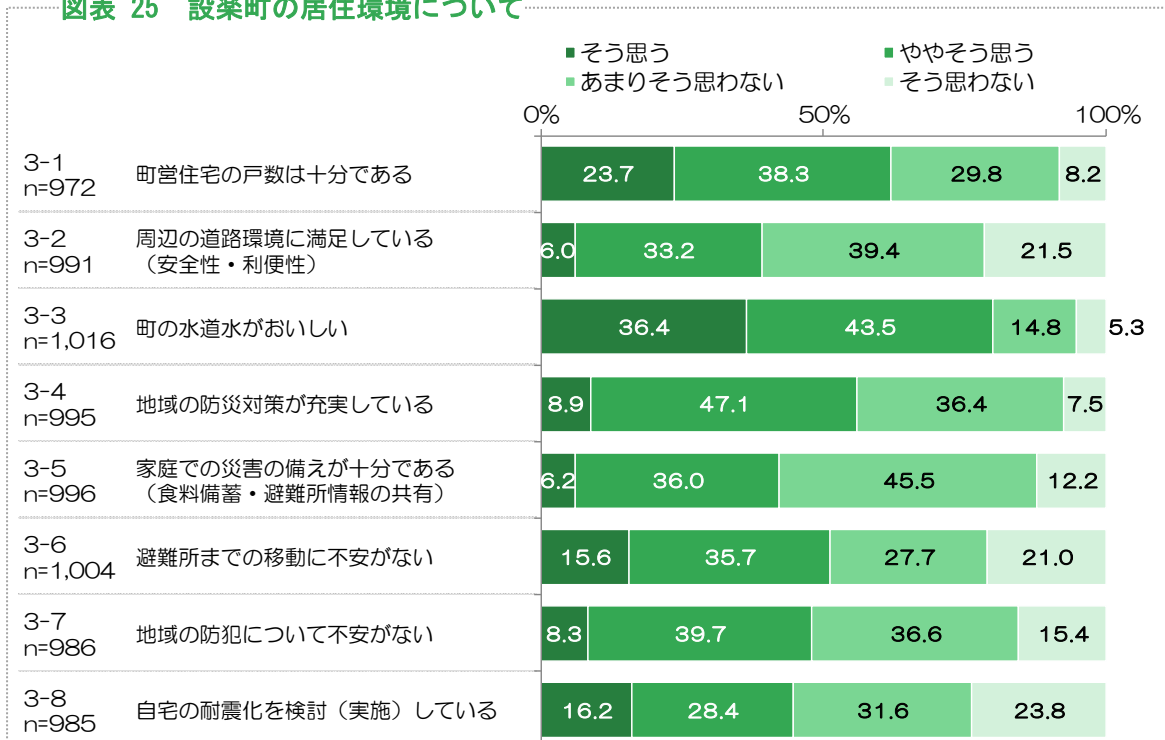
2 設楽町の産業について

図表 24 設楽町の産業について



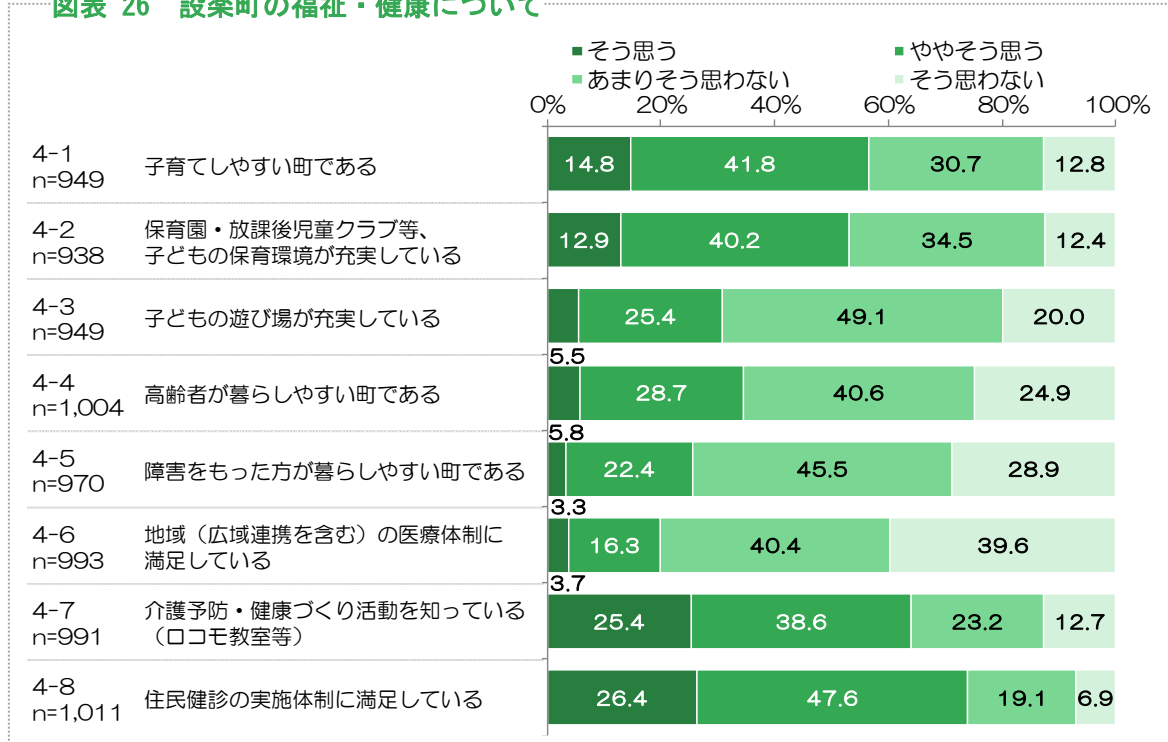
3 設楽町の居住環境について

図表 25 設楽町の居住環境について



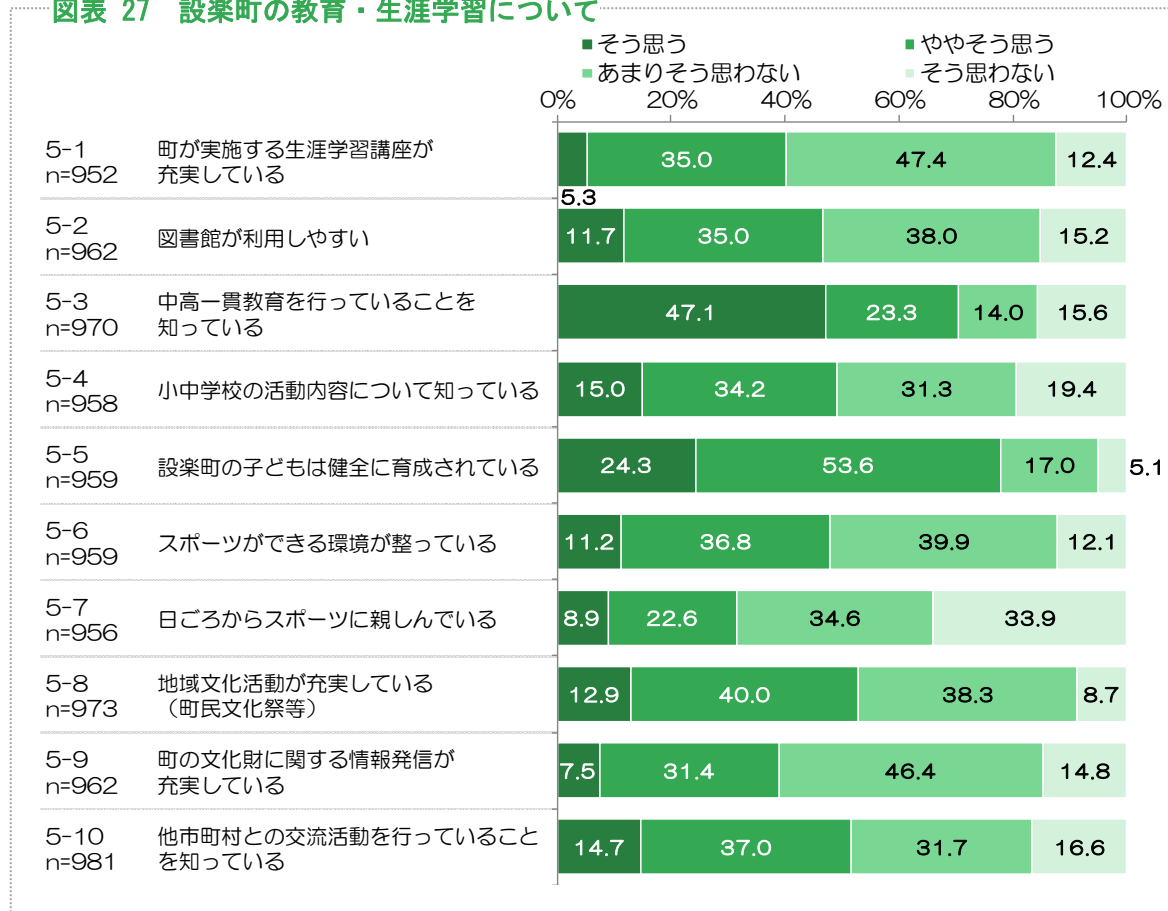
4 設楽町の福祉・健康について

図表 26 設楽町の福祉・健康について



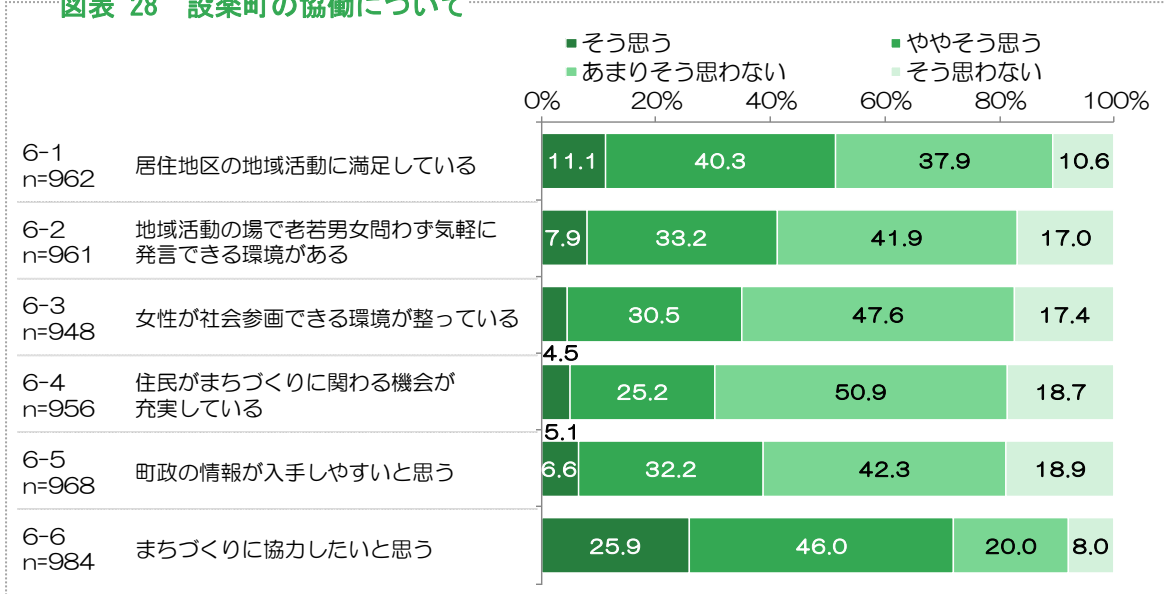
5 設楽町の教育・生涯学習について

図表 27 設楽町の教育・生涯学習について



6 設楽町の協働について

図表 28 設楽町の協働について



第2次設楽町総合計画 策定経過

| 実施日 | 会議等名称 | 関係者 | 内容等 |
|---------|-----------------|-----------|--------------------|
| 28 4 15 | 企画調整員会議（第1回） | 企画調整員 | 基本事項の検討、審議会委員候補の確認 |
| 5 11 | 企画調整員会議（第2回） | 企画調整員 | 将来像・基本理念等の検討 |
| 6 13 | 企画調整員会議（第3回） | 企画調整員 | 将来像・基本構想等の検討 |
| 22 | 企画調整員会議（第4回） | 企画調整員 | 構成内容案の検討 |
| 7 1 | 企画調整員会議（第5回） | 企画調整員 | 構成内容案の検討 |
| 11 | 審議会（第1回） | 審議会委員 | 諮問、構成・将来像・基本構想等の検討 |
| 8 2 | 企画調整員会議（第6回） | 企画調整員 | 構成内容案の検討 |
| 8 | 未来検討部会（第1回） | 部会委員 | 構成・将来像・基本構想等の整理 |
| 23 | 昼部会（第1回） ～30日まで | 部会委員（職員） | 第1次計画の評価、課題検証 |
| 24 | 議会全員協議会 | 議会議員 | 進捗状況報告 |
| 9 7 | 夜部会（第1回） | 部会委員 | 第1次計画の評価、課題検証 |
| 21 | 未来検討部会（第2回） | 部会委員 | 未来図・基本理念・将来像等の整理 |
| 23 | 昼部会（第2回） ～29日まで | 部会委員（職員） | 施策の方向性や重点施策の抽出 |
| 10 6 | 夜部会（第2回） | 部会委員 | 施策の方向性や重点施策の抽出 |
| 11 | 審議会（第2回） | 審議会委員 | 未来図・基本理念・将来像等の検討 |
| 18 | 中学生会議 | 設楽・津具中学生徒 | まちづくり提案 |
| 28 | 未来検討部会（第3回） | 部会委員 | 未来図・基本理念・将来像等の整理 |
| 11 14 | 昼部会（第3回） ～24日まで | 部会委員（職員） | 課題・分野別行動指針等の検討 |
| 22 | 企画調整員会議（第7回） | 企画調整員 | 進捗報告、各内容の確認 |
| 25 | 議会全員協議会 | 議会議員 | 進捗状況報告 |
| 29 | 女性会議 | 一般住民 | まちづくり提言、意見交換 |
| 30 | 夜部会（第3回） | 部会委員 | 課題・分野別行動指針等の検討 |
| 12 5 | 未来検討部会（第4回） | 部会委員 | 未来図・基本理念・将来像等の確認 |
| 6 | 企画調整員会議（第8回） | 企画調整員 | 目玉プロジェクトの抽出、重点施策確認 |
| 12 | 審議会（第3回） | 審議会委員 | 目玉プロジェクト・分野別事項等の確認 |
| 15 | 昼部会（第4回） ～22日まで | 部会委員（職員） | 課題・分野別行動指針等の精査 |
| 27 | 夜部会（第4回） | 部会委員 | 課題・分野別行動指針等の精査 |



| 実施日 | 会議等名称 | 関係者 | 内容等 |
|--------|-------------------------|----------|------------------------------|
| 29 1 6 | 企画調整員会議（第9回） | 企画調整員 | 記載事項の精査 |
| 6 | 未来検討部会（第5回） | 部会委員 | プロジェクト精査、表紙イラストの検討 |
| 10 | 審議会（第4回） | 審議会委員 | 全体確認 |
| 13 | 昼部会（第5回） ～18日まで | 部会委員（職員） | 課題・分野別行動指針等の精査 |
| 24 | 夜部会（第5回） | 部会委員 | 課題・分野別行動指針等の精査 |
| 24 | 審議会（第5回） | 審議会委員 | 全体確認 |
| 27 | パブリックコメント募集 ～2月14日まで | — | 計画案に対する意見募集 ⇒募集結果：1名（23件） |
| 2 16 | 審議会（第6回） | 審議会委員 | パブコメ意見も踏まえた全体最終確認 |
| 21 | 議会全員協議会 | 議会議員 | 進捗状況報告 |
| 22 | 町長へ答申 | 審議会長、副会長 | 計画案の答申 |
| 22 | 未来検討部会（第6回） | 部会委員 | 表紙イラスト、装丁等の検討 |
| 3 22 | 議会本会議 | 議会議員 | 基本構想の議決 |
| 22 | 未来検討部会（第7回） | 部会委員 | 表紙イラスト、装丁等の精査 |



第2次設楽町総合計画 中学生会議・女性会議出席者名簿

【中学生会議】

- ・期日：平成28年10月18日
- ・場所：設楽町役場

※敬称略

| 学校名 | 学年 | 氏名 |
|--------|-------|--------|
| 設楽中学校 | 1年 | 中島 明音里 |
| | | 夏目 康生 |
| | 2年 | 熊谷 都雲 |
| | | 後藤 彩音 |
| | | 古井 雅也 |
| | 3年 | 伊藤 香歩 |
| | | 金田 梨沙 |
| | | 林 希美 |
| | | 平松 海慶 |
| | 津具中学校 | 2年 |
| 高木 さくら | | |
| 3年 | | 河邊 健多 |
| | | 村松 颯人 |
| | | 村松 実鈴 |

【女性会議】

- ・期日：平成28年11月29日
- ・場所：田口特産物振興センター

※敬称略

| 氏名 | |
|--------|---------|
| 竹下 弘子 | 佐々木 あす香 |
| 熊谷 久美子 | 中島 真子 |
| 高橋 はるみ | 因幡 耕子 |
| 長坂 明子 | 高森 史織 |
| 金田 紀子 | 石井 裕理 |
| 竹下 好子 | 今泉 明実 |
| 駒田 富枝 | 佐々木 玉代 |
| 村松 英美 | 河野 清 |
| 金田 文子 | 鷺山 知恵 |
| 鈴木 琴美 | 原田 陽子 |

第2次設楽町総合計画 審議会委員名簿

※敬称略

| | 職 名 | 氏 名 | 備 考 | |
|---------------------------------------|-----------------|-------------|---------|------------|
| 1 | 設楽町区長連絡協議会長 | 七原 明郎 (会長) | 町民 | 関係機関・団体の代表 |
| 2 | 愛知東農業協同組合長 | 河合 勝正 | 農業 | |
| 3 | 設楽森林組合長 | 村松 幹彦 | 林業 | |
| 4 | 愛知県淡水養殖漁業協同組合代表 | 米花 晃雄 | 漁業 | |
| 5 | 設楽町商工会代表 | 近藤 正明 | 産業 | |
| 6 | 北設楽郡医師会代表 | 伊藤 隆啓 | 医師 | |
| 7 | 設楽町教育委員代表 | 村松 純子 | 教育機関 | |
| 8 | 愛知県田口高等学校長 | 今泉 三郎 | 教育機関 | |
| 9 | 設楽町小中学校長会代表 | 荒岡 吉朗 | 教育機関 | |
| 10 | 愛厚ホーム設楽苑長 | 七原 堅 | 福祉機関 | |
| 11 | 関谷醸造株式会社 | 関谷 健 | 産 | 学識経験を有するもの |
| 12 | 名古屋大学 | 高野 雅夫 | 学 | |
| 13 | 日本政策金融公庫 | 谷口 大 | 金(金融) | |
| 14 | 中日新聞社 | 鈴木 泰彦 | 言(メディア) | |
| 15 | 町民代表 | 高橋 はるみ | 女性代表 | |
| 16 | 町民代表 | 原田 陽子 (副会長) | 女性代表 | |
| 17 | 町民代表 | 小西 忠信 | 一般公募 | |
| 18 | 町民代表 | 佐藤 正樹 | 一般公募 | |
| 19 | 町民代表 | 伊藤 昭広 | 一般公募 | |
| 20 | 町民代表 | 伊藤 潤 | 一般公募 | |
| 21 | 町民代表 | 中島 真子 | 子育て | |
| 22 | 田口地区代表 | 田邊 雅己 | 地区長 | |
| 23 | 名倉地区代表 | 後藤 太 | 地区長 | |
| 24 | 津具地区代表 | 佐々木 義典 | 地区長 | |
| 【事務局支援】 ㈱サーベイリサーチセンター名古屋事務所 企画課課長 小林寿 | | | | |

第2次設楽町総合計画 部会構成員名簿

| 部会名 | 構成員氏名・所属等 | | | |
|----------|---------------------|-------------------------|------------------|----------|
| | 審議会(夜部会) | ※敬称略 | 設楽町役場(昼部会) | |
| 個別部会 | ① 自然共生部会 | 関谷 健 (関谷醸造株式会社) | 澤田 瑛史 (産業課) | |
| | | 鈴木 泰彦 (中日新聞社) | 佐々木 智則 (建設課) | ◆部会長 |
| | | 後藤 太 (名倉地区代表) | 竹内 規洋 (生活課) | |
| | | | 平松 康 (生活課) | ◇副部会長、書記 |
| | ② 産業振興部会 | 河合 勝正 (愛知東農業協同組合長) | 小川 宏樹 (財政課) | |
| | | 村松 幹彦 (設楽森林組合長) | 松井 秀和 (産業課) | |
| | | 米花 晃雄 (愛知県淡水養殖漁業協同組合代表) | 村松 静人 (産業課) | ◆部会長 |
| | | 近藤 正明 (設楽町商工会代表) | 依田 佳久 (産業課) | 書記 |
| | ③ 居住環境部会 | | 松井 良之 (建設課) | ◇副部会長 |
| | | | 武川 哉巳 (企画ダム対策課) | |
| | | 谷口 大 (日本政策金融公庫) | 加藤 博基 (総務課) | 書記 |
| | | 佐藤 正樹 (町民代表) | 倉淵 泰晃 (建設課) | ◆部会長 |
| | ④ 安心福祉部会 | 佐々木義典 (津具地区代表) | 米倉 和彦 (生活課) | ◇副部会長 |
| | | | 平松 卓 (生活課) | |
| | | | 後藤 哲嗣 (管理課) | |
| | | | 村松 浩文 (企画ダム対策課) | |
| | ⑤ 教育文化部会 | 伊藤 隆啓 (北設楽郡医師会代表) | 後藤 京三 (町民課) | ◆部会長 |
| | | 七原 堅 (愛厚ホーム設楽苑長) | 林 克洋 (町民課) | |
| | | 小西 忠信 (町民代表) | 秦野 知子 (保健福祉センター) | 書記 |
| | | 中島 真子 (町民代表) | 平松 紀子 (管理課) | ◇副部会長 |
| | ⑥ 企画協働部会 | | 関谷 恭 (企画ダム対策課) | |
| | | 村松 純子 (設楽町教育委員代表) | 清川 奈々子 (町民課) | |
| | | 今泉 三郎 (愛知県田口高等学校長) | 今泉 栄子 (保健福祉センター) | ◇副部会長、書記 |
| | | 荒岡 吉朗 (設楽町小中学校長会代表) | 村松 一 (教育委員会) | ◆部会長 |
| ⑦ 参画協働部会 | 伊藤 昭広 (町民代表) | 高橋 三郎 (教育委員会) | | |
| | | 高松 容子 (教育委員会) | | |
| | | 加藤 志歩 (企画ダム対策課) | | |
| | 高橋 はるみ (町民代表) | 秦野 剛史 (総務課) | | |
| 未来検討部会 | 伊藤 潤 (町民代表) | 小川 泰徳 (総務課) | ◆部会長 | |
| | 田邊 雅己 (田口地区代表) | 七原 智康 (財政課) | 書記 | |
| | | 村松 義典 (町民課) | ◇副部会長 | |
| | | 鈴木 和也 (企画ダム対策課) | | |
| | | 丸山 みさき (企画ダム対策課) | | |
| | | | | |
| 事務局 | 七原 明郎 (設楽町区長連絡協議会長) | | | |
| | 関谷 健 (関谷醸造株式会社) | | | |
| | 高野 雅夫 (名古屋大学) | ◆部会長 | | |
| 事務局 | 原田 陽子 (町民代表) | | | |
| | 伊藤 潤 (町民代表) | | | |
| | 中島 真子 (町民代表) | | | |
| 事務局 | 総括 | 鈴木 伸勝 (企画ダム対策課) | | |
| | 全体調整 | 遠山 雅浩 (企画ダム対策課) | | |
| | | 村岡 潤祐 (企画ダム対策課) | | |

第2次設楽町総合計画 企画調整員名簿

| | 職 名 | 氏 名 | 備考 |
|----|---------------|--------|----|
| 1 | 副町長 | 佐々木 孝 | 会長 |
| 2 | 教育長 | 後藤 義男 | |
| 3 | 総務課長 | 原田 和久 | |
| 4 | 企画ダム対策課長 | 鈴木 伸勝 | |
| 5 | 財政課長 | 大須賀 宏明 | |
| 6 | 町民課長 | 佐々木 輝 | |
| 7 | したら保健福祉センター所長 | 村松 太 | |
| 8 | 産業課長 | 澤田 周蔵 | |
| 9 | 産業課次長 | 金田 敬司 | |
| 10 | 建設課長 | 原田 直幸 | |
| 11 | 生活課長 | 氏原 哲哉 | |
| 12 | 出納室長 | 鈴木 正吾 | |
| 13 | 教育課長 | 原田 利一 | |
| 14 | 総合支所長兼管理課長 | 佐々木 一夫 | |
| 15 | 管理課次長 | 清水 孝芳 | |
| 16 | 議会事務局長 | 鈴木 浩典 | |



第2次設楽町総合計画 2017～2026

平成29年3月 設楽町

〒441-2301 愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前14番地

電話：0536-62-0511（代） FAX：0536-62-1675